

第2期新城市障害者計画

第5期新城市障害福祉計画

第1期新城市障害児福祉計画

みんなで支え合い

誰もが私らしく暮らせるまち

あったかしんしろ

平成30年3月

新城市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の目的	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	4
4. 計画策定に係る体制	4
第2章 本市の概況	5
第1節 本市の概況	5
1. 3区分別人口の推移と人口ピラミッド	5
第2節 障がいのある人の概況等	6
1. 身体障がい者（児）	6
2. 知的障がい者（児）	7
3. 精神障がい者（児）	8
4. 難病患者の推移	9
5. アンケート結果等	10
第3章 第2期新城市障害者計画	15
第1節 計画の考え方	15
1. 基本理念・基本的視点	15
2. 推進施策	16
3. 計画の体系	17
4. 重点的な施策	18
第2節 施策の展開	19
1. 推進施策1 啓発・広報・地域交流	19
2. 推進施策2 生活支援・相談支援・権利擁護	24
3. 推進施策3 医療・介護予防	29
4. 推進施策4 保健・療育・保育・教育・子育て支援	32
5. 推進施策5 雇用・就業	37
6. 推進施策6 生活環境・安全安心	39
7. 推進施策7 スポーツ・レクリエーション・文化活動	46

第4章	第5期新城市障害福祉計画	47
第1節	計画の概要	47
第2節	成果目標の進捗状況と評価、目標設定	48
1.	第4期計画における成果目標の進捗状況と評価	48
2.	第5期計画における成果目標の設定	51
第3節	福祉サービスごとの利用実績、各年度の見込み量及び確保策	54
1.	障害福祉サービス	54
2.	地域生活支援事業	65
第5章	第1期新城市障害児福祉計画	74
第1節	計画の概要	74
第2節	第1期計画における成果目標の設定	74
第3節	福祉サービスごとの利用実績、各年度の見込み量及び確保策	76
第6章	計画の推進に向けて	80
第1節	計画の推進体制	80
第2節	計画の点検及び評価	80
資料編		81
資料1	計画策定の経過	81
資料2	策定委員会について	82
資料3	用語説明	85

※「障がい」、「障害」の表記について

障がいの「害」という漢字の表記については、法律等で規定されている名称や用語等ほか、アンケート調査で使用した場合を除き、「障がい」「障がい者」「障がい児」という表記を用いています。

このため、本計画では「がい」と「害」が混在する表記となっています。

※元号と西暦の表記について

本計画では、国及び県の資料との整合を図るなどのため、原則「平成」を使用していますが、一部において「西暦」が混在する表記となっています。

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定の目的

1. 計画策定の背景及び趣旨

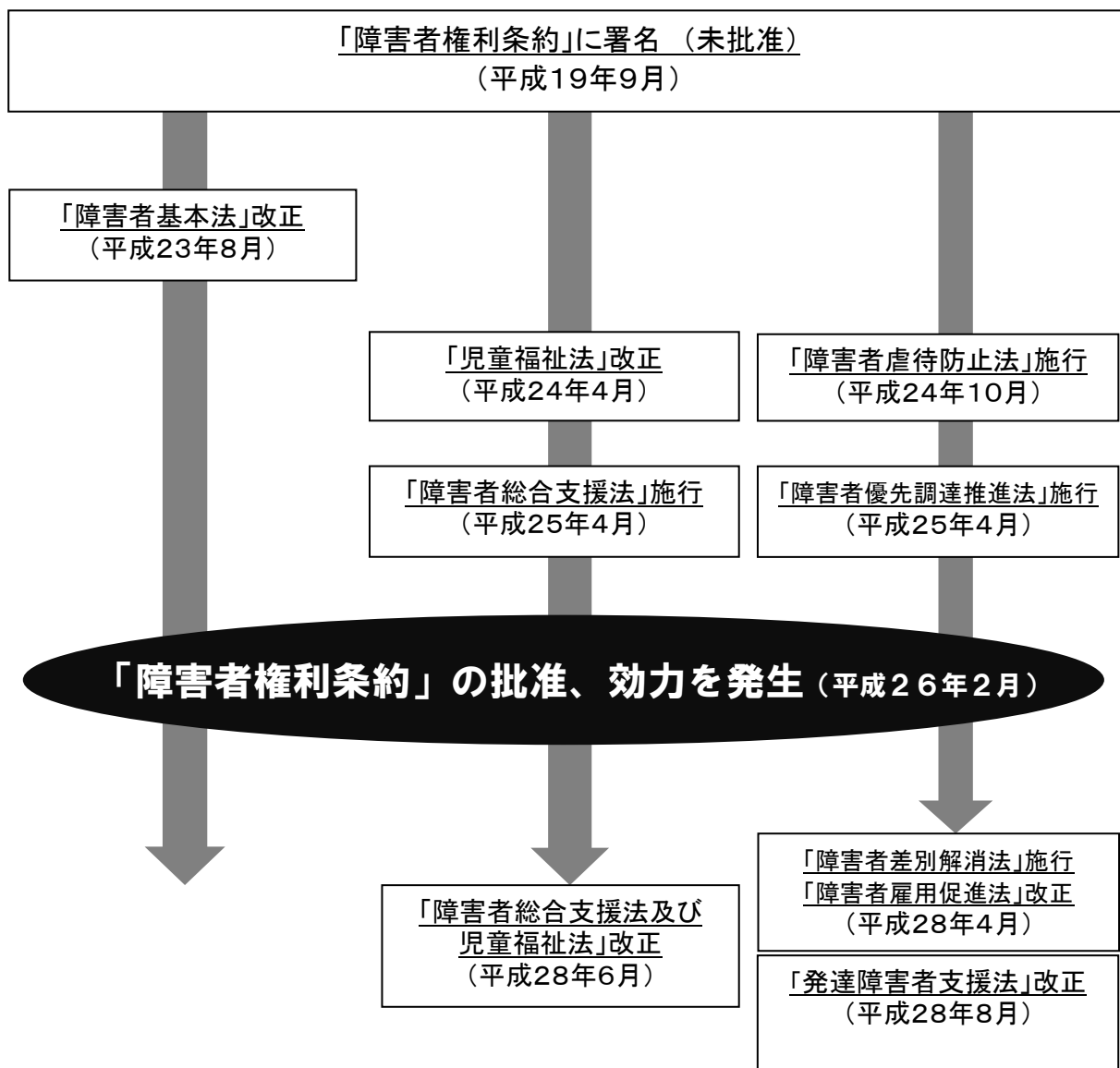
我が国は、平成18年12月13日に国連総会において採択され、翌年9月28日に署名した「障害者権利条約」の批准に向け、「障害者基本法」の一部改正をはじめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」等の法整備を進めてきました。これにより、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」は我が国について効力を発生しました。

その後も、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の施行等の制度改正が進められており、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては、障害者基本法に基づく「新城市障害者基本計画」を平成20年3月に、障害者総合支援法に基づく「愛知県新城市第4期障害福祉計画」を平成27年3月に策定し、障がいのある人に対する施策の推進及びサービス提供体制の確保等を進めてきました。

今回、「新城市障害者基本計画」と「愛知県新城市第4期障害福祉計画」の計画期間が平成29年度で終了となるため、「第2期新城市障害者計画」及び「第5期新城市障害福祉計画」を策定します。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」等に基づき、「第1期新城市障害児福祉計画」を新たに策定します。

障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現を図るため、本市では「第2期新城市障害者計画」、「第5期新城市障害福祉計画」及び「第1期新城市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

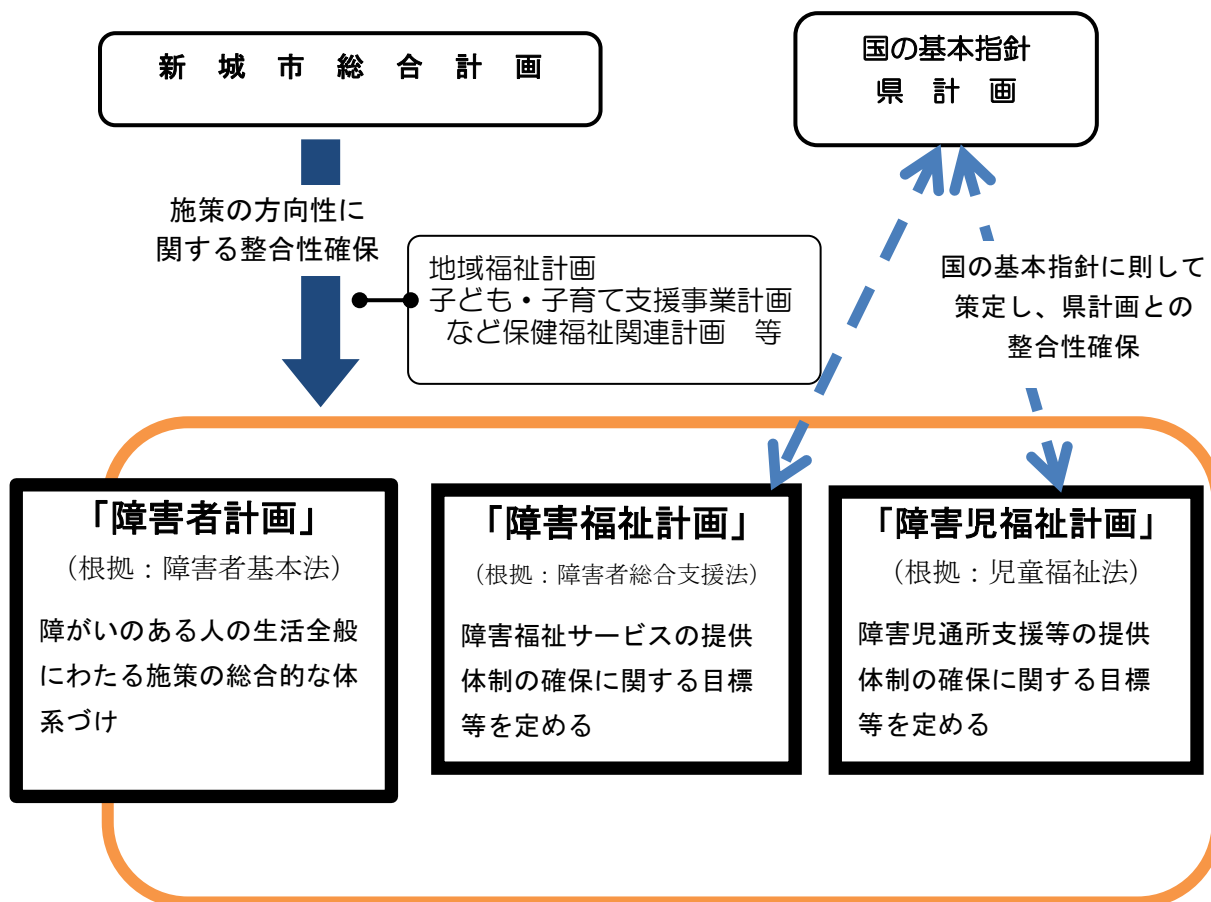


2. 計画の位置づけ

「障害者計画」は「障害者基本法」第11条第3項に基づき、本市に住所を有する障がいのある人に対する施策の基本的内容を定めるものです。

「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条と「児童福祉法」第33条の20に基づき、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」及び「愛知県障害福祉計画（以下「県計画」という。）」と整合を図りつつ、法律に規定する福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めます。

また、障がいのある人に対する支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、本市の上位計画である「新城市総合計画」や「新城市地域福祉計画」「新城市子ども・子育て支援事業計画」「新城市高齢者福祉計画」等の関連計画との整合を図ります。



3. 計画期間

障害者計画の期間は、平成30年度から平成35年度（2023年度）までの6年間とし、平成32年度（2020年度）に中間見直しを行います。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	2021	2022	2023
障害者計画	第1期新城市障害者基本計画 H20~			第2期新城市障害者計画		中間見直し			
障害福祉計画	第4期新城市障害福祉計画			第5期新城市障害福祉計画		次期計画			
障害児福祉計画				第1期新城市障害児福祉計画		次期計画			

4. 計画策定に係る体制

(1) 新城市障害者計画等策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉サービス事業者を始めとする支援者、地域住民の代表、国県機関等で構成される「新城市障害者計画等策定委員会」を開催し、調査審議を行いました。

(2) 新城市地域自立支援協議会からの意見聴取

障がいのある人への支援に関する体制整備を図るため地域の関係者で組織される「新城市地域自立支援協議会」において計画案等に関する意見を聴取しました。

(3) アンケート調査及び福祉サービス事業所ヒアリングの実施

障がいのある人の生活環境やその他の状況を把握するため、市民及び障害者手帳所持者に対しアンケート調査を実施しました。また、市内の障害福祉サービス事業所等に対し、サービス提供体制等に関するヒアリングを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

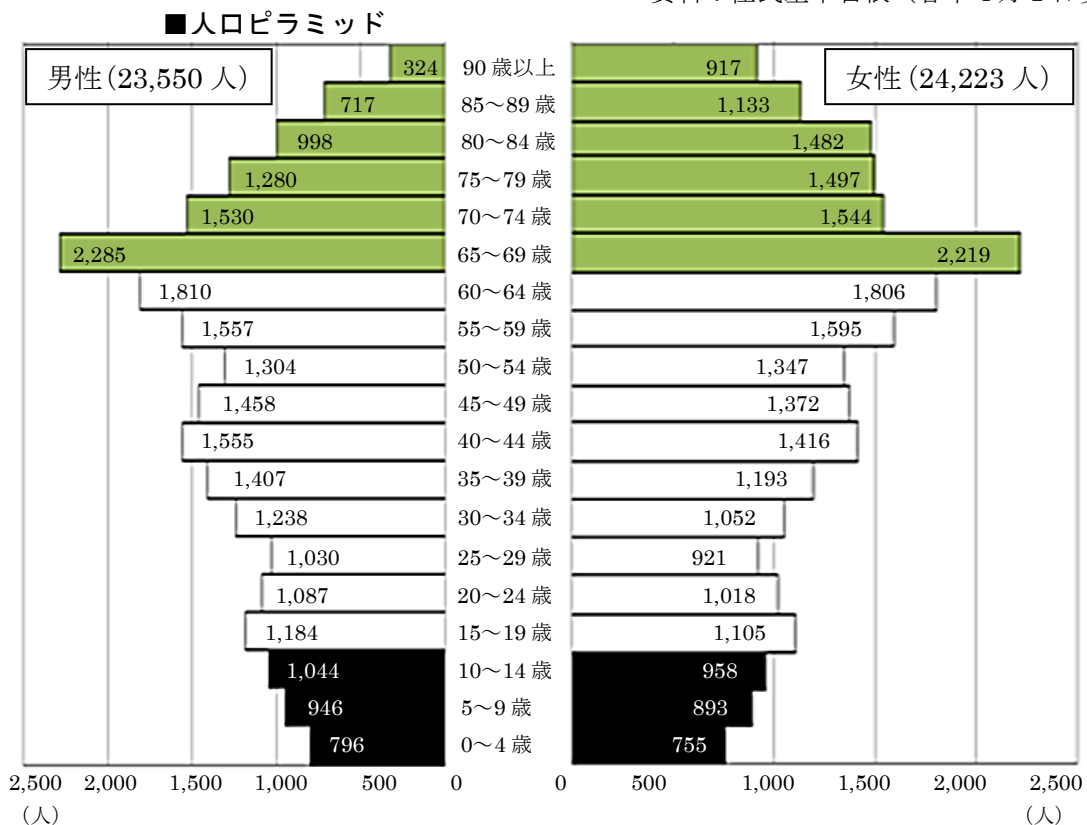
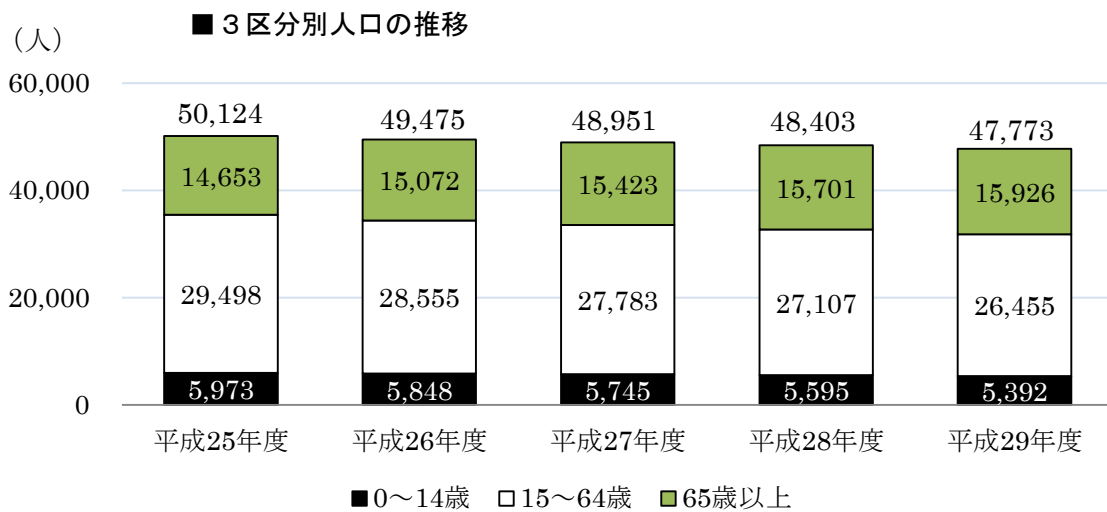
計画内容に関する公正性の確保と透明性の向上、市民の市政への積極的な参画促進等を図るため、平成30年2月にパブリックコメントを実施しました。

第2章 本市の概況

第1節 本市の概況

1. 3区分別人口の推移と人口ピラミッド

本市の人口はこの5年間、減少傾向にあり、平成29年度では47,773人となっています。また、0～14歳、15～64歳人口は減少していますが、65歳以上人口は増加しており、高齢化が進行しています。



第2節 障がいのある人の概況等

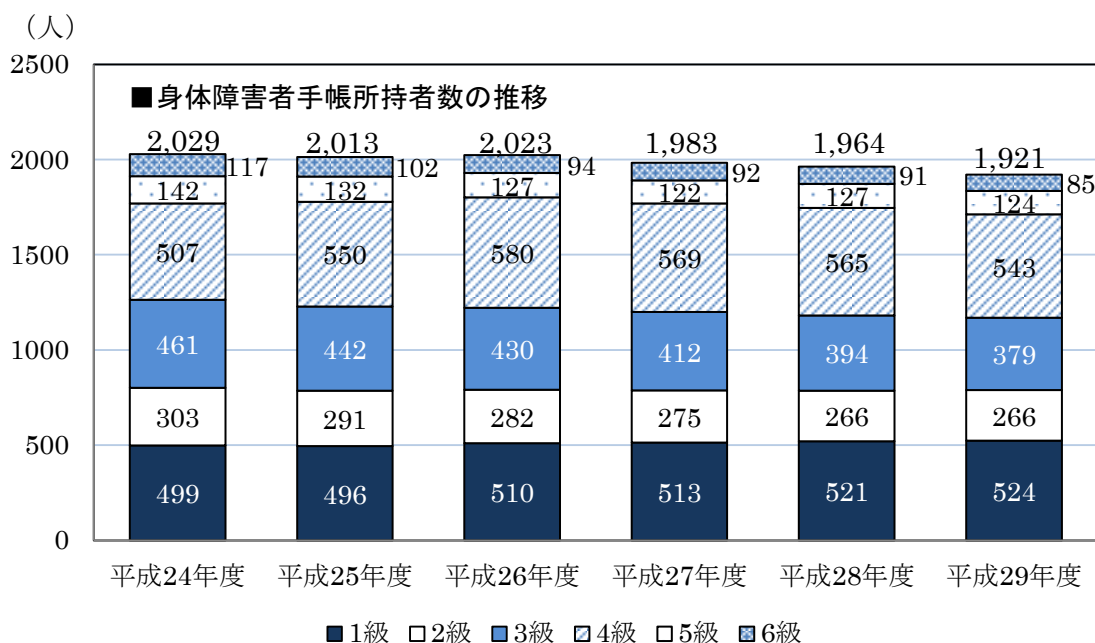
1. 身体障がい者（児）

（1）身体障害者手帳所持者の推移

平成27年度以降、身体障害者手帳所持者数は2,000人を下回り、平成29年度では1,921人となっています。

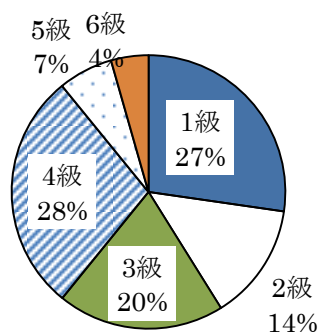
平成29年度の手帳の判定分布をみると、4級が28%と最も高く、1級が27%となっています。

障がい別でみると、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）が52%と最も高く、内部障がい35%となっており、聴覚・平衡機能障がい7%、視覚障がい5%、音声・言語・そしゃく機能障がい1%となっています。

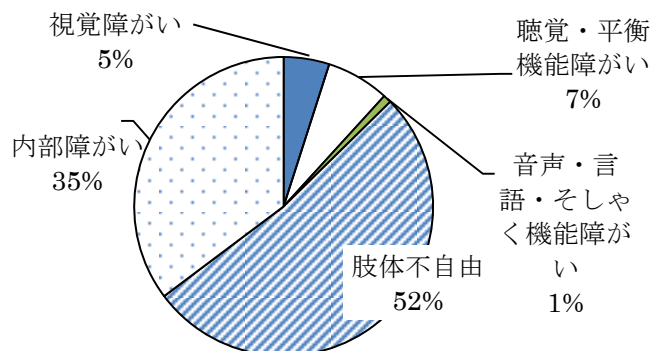


資料：新城市 福祉介護課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者の判定分布



■障がい別の状況



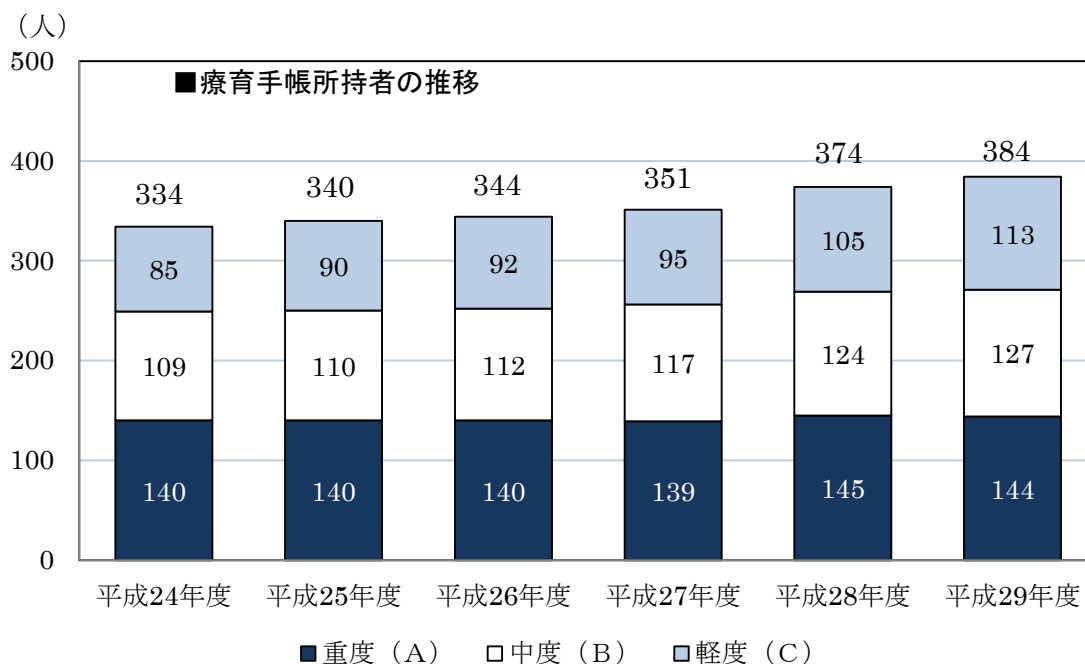
資料：新城市 福祉介護課（平成29年4月1日現在）

2. 知的障がい者（児）

（1）療育手帳所持者の推移

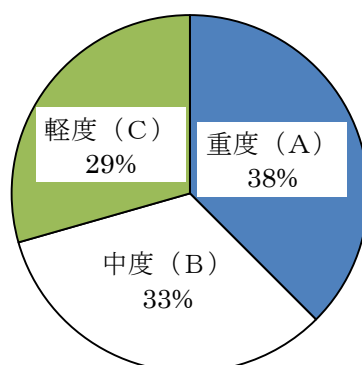
療育手帳所持者数は、年々増加しており、平成29年度では384人となっています。重度（A）・中度（B）はほぼ横ばいであるのに対し、軽度（C）は増加しています。

平成29年度の手帳の判定分布をみると、重度（A）の割合が38%と最も高く、中度（B）が33%、軽度（C）が29%となっています。



資料：新城市 福祉介護課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者の判定分布



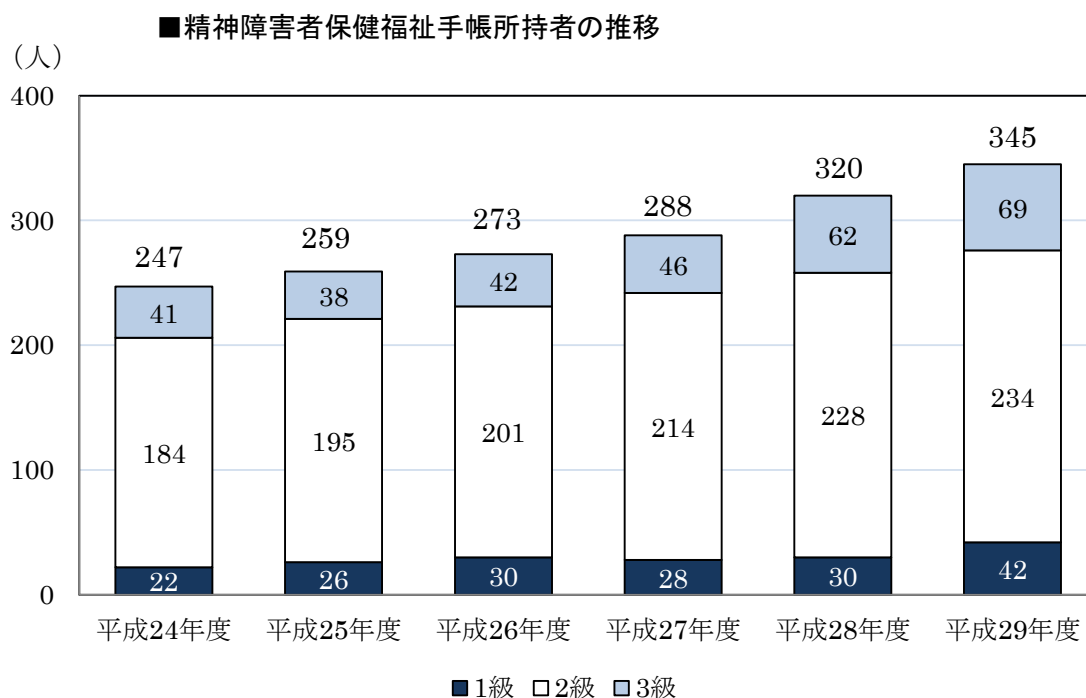
資料：新城市 福祉介護課（平成29年4月1日現在）

3. 精神障がい者（児）

（1）精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

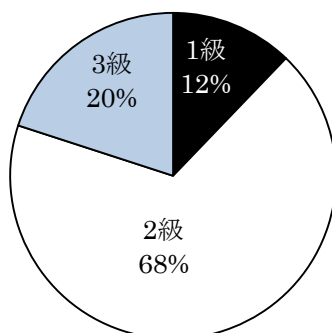
精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成29年度の手帳所持者は、345人となっています。

平成29年度の手帳の判定分布をみると、2級の割合が68%と最も高く、3級が20%、1級が12%となっています。



資料：新城市 福祉介護課（各年4月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳保持者の判定分布

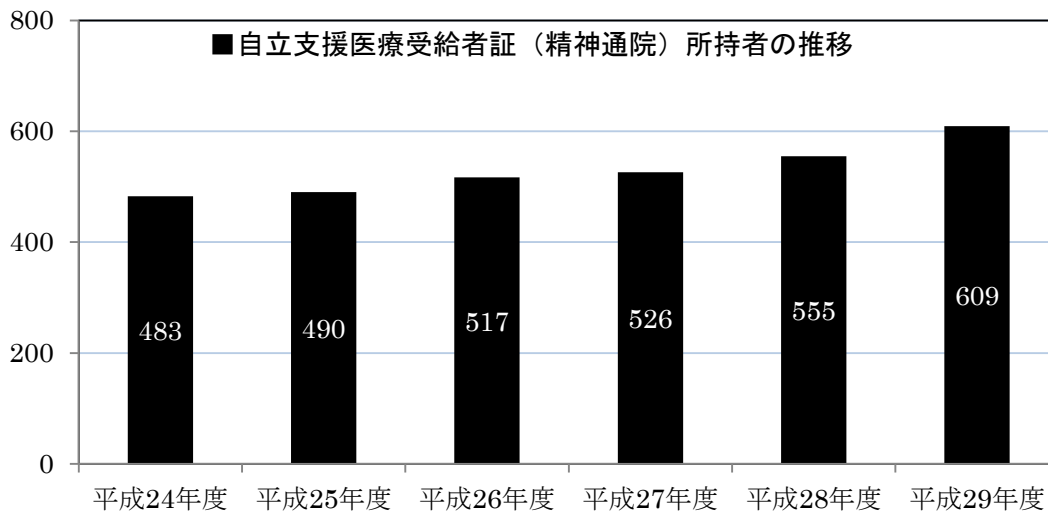


資料：新城市 福祉介護課（平成29年4月1日現在）

(2) 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者の推移

自立支援医療受給者証（精神通院）所持者は年々増加しております。

(人)

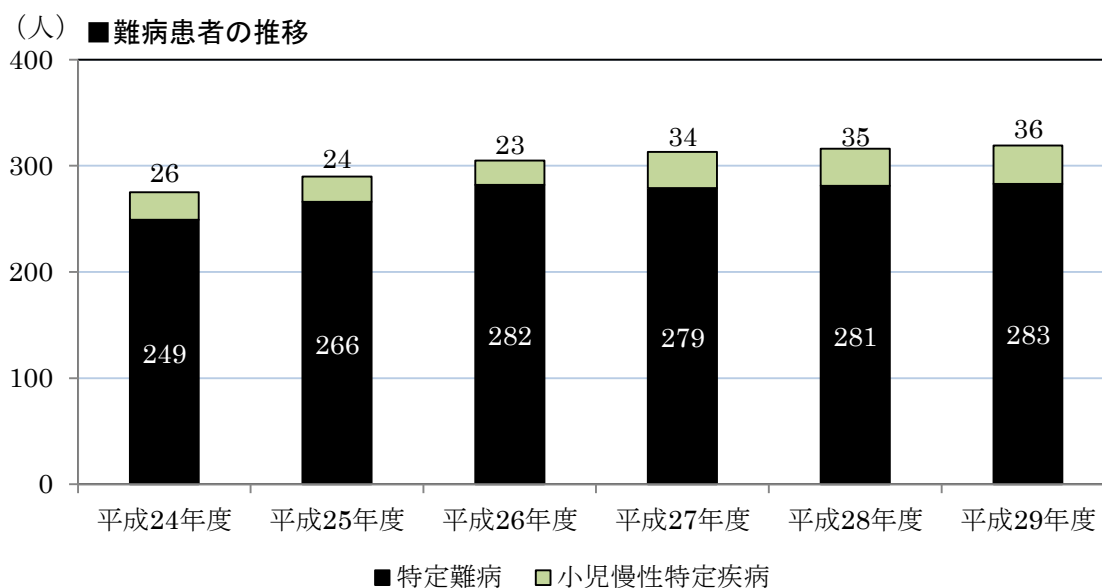


資料：新城市 福祉介護課（各年4月1日現在）

4. 難病患者の推移

特定難病は平成26年度以降横ばい傾向となっており、平成29年度で283人となっています。

小児慢性特定疾病は平成27年度以降横ばい傾向となっており、平成29年度で36人となっています。



資料：愛知県 新城保健所（各年4月1日現在）

5. アンケート結果等

(1) アンケート調査

①アンケート調査の実施状況

第2期新城市障害者計画の策定にあたり、平成28年度にアンケート調査を実施しました。

調査対象	① 障害者	身体障害者手帳所持者	800人
		療育手帳所持者	333人
精神障害者保健福祉手帳所持者		317人	
計		1,450人	
	②一般市民		800人
抽出法	①障害者	手帳所持者(身体障害者については抽出、知的障害者、精神障害者は全数)	
	②一般市民	住民基本台帳による抽出(平成28年度10月1日)	
調査方法	郵送による配布・回収		
調査時期	平成28年10月		

調査対象	配布数(票)	回収数(票)	回収率
	A	B	B/A
①障害者	1,450	756	52.1%
②一般市民	800	256	32.0%

②アンケート結果（抜粋）

ア 調査対象：障害者

問：障害のある方にとって、新城市は、暮らしやすいまちだと思いますか。

身体障害者、知的障害者の半数以上が「暮らしやすい」と回答していますが、精神障害者では「暮らしやすい」が「暮らしにくい」をやや上回る水準にとどまっています。

(%)	暮らしやすいまちだと思う	どちらかという と、暮らしやすい まちだと思う	どちらかとい うと、暮らし にくいまちだ と思う	暮らし にくい まちだ と思う	無回答	n※
全体	13.6	38.8	20.5	8.5	18.6	756
身体障害者	13.9	41.7	20.5	6.8	17.1	511
知的障害者	17.5	35.0	22.5	5.8	19.2	120
精神障害者	14.4	32.8	20.8	17.6	14.4	125

※「n」はアンケートの回答者数。以下同じ。

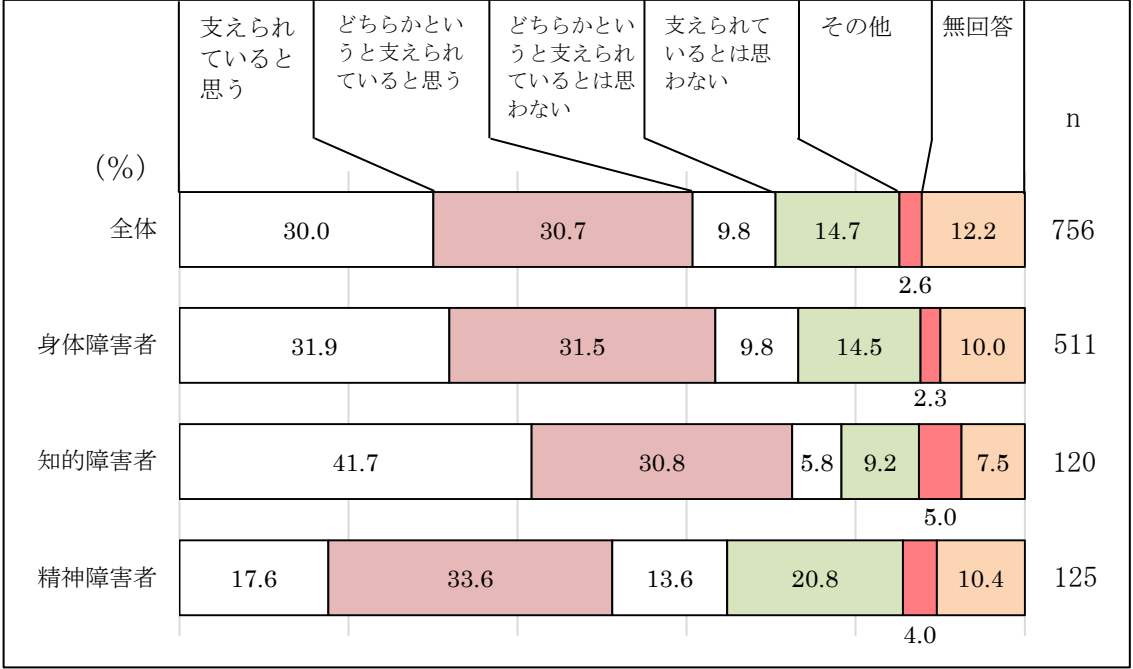
問：あなたやご家族は、隣近所とどの程度つきあいをしていますか。

身体障害者では隣近所と「大変親しいつきあいをしている」が4割近くとなっており、3障害の中で最も多くなっています。知的障害者は「行事があるときはつきあう」が多く、精神障害者は「会えばあいさつをする程度」が最も多い結果となりました。

	大変親しい つきあい	行事があるときは つきあう	会えば あいさつを する程度	ほとんど つきあい はない	無回答	n
全体	30.7	30.0	24.3	7.4	7.6	756
身体障害者	38.0	29.5	21.5	5.3	5.7	511
知的障害者	24.2	35.0	25.8	10.0	5.0	120
精神障害者	13.6	31.2	34.4	16.0	4.8	125

問：あなたは今、地域の人に支えられていると思いますか。

地域の人に「支えられている」と思う人は身体障害者と知的障害者で6割を超えており、精神障害者で5割近くを占めています。



イ 調査対象：一般市民

問：障害者等ハンディキャップを負った人々も、ハンディキャップのない人と同じように、ともに地域の中で、普通の生活をしていくことができる社会にすべきだという考え方を示す「ノーマライゼーション」という言葉があります。あなたはこの言葉をご存知ですか。

20歳代では「聞いたこともあり、意味も知っている」が4割近くとなっていますが、全体では「聞いたことがない」が6割近くを占めています。

(%)	聞いたことがあり、意味も知っている	聞いたことはあるが、意味はわからない	聞いたことがない	無回答	n
全体	18.0	22.7	59.3	0.0	256
20歳代	37.5	21.9	40.6	0.0	32
30歳代	17.0	25.5	57.5	0.0	47
40歳代	18.6	22.9	58.5	0.0	70
50歳代	15.8	12.3	71.9	0.0	57
60歳代	8.0	32.0	60.0	0.0	50

問：あなたは、社会全体の障害者への理解が以前より深まったと感じますか。

障害者への理解が「深まった」が「深まっていない」を大きく上回っています。年代別でもすべての年代で「深まった」が上回っています。

(%)	かなり深まったと思う	少しは深まったと思う	あまり深まったとは思わない	まったく深まっていない	どちらともいえない	無回答	n
全体	45.3	17.6	2.7	22.3	9.0	0.0	256
20歳代	43.8	9.4	6.3	21.9	15.7	3.1	32
30歳代	31.9	17.0	2.1	34.0	8.6	6.4	47
40歳代	48.6	17.1	2.9	22.9	7.1	1.4	70
50歳代	52.6	17.5	0.0	15.8	8.8	5.3	57
60歳代	46.0	24.0	4.0	18.0	8.0	0.0	50

(2) 福祉サービス事業所ヒアリングの実施

①ヒアリングの実施状況

第5期新城市障害福祉計画及び第1期新城市障害児福祉計画の策定にあたり、市内で障害福祉サービス等を提供する事業所に対して、サービス提供体制に関する課題や今後の事業展開等について調査しました。

1. 調査対象	訪問系サービス事業所 (居宅介護、行動援護等)	市内5事業所
	日中活動系サービス事業所 (生活介護、就労継続支援等)	市内6事業所
	障害児通所支援事業所 (児童発達支援等)	市内2事業所
	居住系サービス事業所 (共同生活援助)	市内3事業所
2. 調査方法	事前に調査用紙を配布し、調査当日は担当者との面談によるヒアリングを実施	
3. 調査時期	平成29年8月31日～9月11日	
4. 調査内容	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制に関する現状と課題 今後の事業展開に関する方向性や行政等に対する要望等 	

②ヒアリング結果（抜粋）

1. 訪問系 サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー不足であり、様々な方法で人材募集をしているが確保は難しい 人材不足やサービスを提供する時間帯が集中しているなどの影響により、新規サービス希望者のニーズに応えきれない 人材育成及び職場定着に時間を要する (行政に対し) 人材確保及び事業所の安定運営に向けた事業の創出をお願いしたい 訪問系以外のサービスの充実や創出も必要ではないか
2. 日中活動系 サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用者の工賃アップに向けた創意工夫が必要 サービス利用者の障がい特性に対応できるスペースの確保が必要 優秀な人材の確保及び人材育成を図るための取り組みが必要
3. 障害児通所 支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの成長に応じた支援のできる環境整備が必要 優秀な人材の確保及び人材育成を図るための取り組みが必要
4. 居住系 サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> 利用者個々の特性に合った支援環境の整備が課題 新規入居者を受け入れる際は、現在の入居者との相性等を考慮する必要あり 人材の確保が課題 専門性の高い支援とそれ以外の支援を切り分けるなどして、効率の良いサービス提供の実施等について検討が必要

第3章 第2期新城市障害者計画

第1節 計画の考え方

1. 基本理念・基本的視点

アンケート結果（11ページ参照）では、新城市は暮らしやすいまちとの評価が全体の5割を超えていますが、一方で、暮らしにくいまちという評価が全体の3割近くあります。

障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がいのある人だけでなく、その家族等の負担軽減も含めたよりきめ細かな支援を進めていくことが必要です。

また、障がいの有無を問わず市民の一人ひとりが互いを認め合い、互いを支え合っていくことが重要であり、市民全員が一生を通じて自分らしい生活を送ることができる“あたたかさが感じ取れるまちづくり”を目指すことが何よりも必要であるとの考えから、この計画が目指す基本理念を

**みんなで支え合い
誰もが私らしく暮らせるまち
あたたかしんしろ**

とし、障がいのある人もない人も地域の中で共に参画しながら暮らし続けられるよう、障がいに関する施策の推進を図ることで、地域社会全体であたたかさが感じとれるまちづくりを目指します。また、本計画で重視する視点として以下の3つを基本的視点とします。

誰もが大切にされるまち

障がいのある人「一人ひとり」の多様性を重視し、個人としての尊厳が保たれ、心身ともに健やかに、自分らしい生活を営むことができるように支援します。

みんなで支え合うまち

市民が主体となるまちづくり活動の支援を行うとともに、市民をはじめとする地域の貴重な資源を活かしながら、生活の拠点である地域に根ざした助け合いを進めていきます。

市民一人ひとりが誇りを持てるまち

障がいのある人にとどまらず、市民の誰もが自立した快適な生活が送ることができるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り込んだまちづくりを推進します。障がいのある人もない人も安全・安心な生活を享受し、“しんしろに生まれて、育って、暮らしてよかったと思えるまちづくり”を目指します。

2. 推進施策

1. 啓発・広報・地域交流

障がいの有無にかかわらず、市民が共にふれあい、生きがいを感じながら暮らすことができるよう、啓発・広報活動をなお一層充実し、市民等の心のバリアフリー化を推進するとともに、交流・ふれあいの機会を充実します。

2. 生活支援・相談支援・権利擁護

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの適切な提供を行い、障がいのある人に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を図ります。また、障がいのある人が主体的に生活できるよう、当事者やその家族等が生活全般にわたり様々な相談ができ、必要なサービスにつなげていく相談体制の充実を図ります。

加えて、障がいのある人の権利等を守る体制整備を進めていきます。

3. 医療・介護予防

疾病の予防や健康の維持・増進のため生活習慣病対策や介護予防対策を始めとするライフステージに応じた事業の充実を図ります。また、障がいのある人に適切な医療を提供できる体制の充実にも取り組みます。

4. 保健・療育・保育・教育・子育て支援

母子保健事業の充実や保育・教育との連携強化を一層進めるとともに、乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援、ニーズに対応した教育の充実や、保護者への支援に取り組むとともに、生涯を通じた学習機会の確保を進めます。

5. 雇用・就業

就労に対する意欲、地域の一員としての意識等の高揚を図るとともに、障がいのある人が自立した生活を送れるよう、関係機関との連携のもと障がいの特性に応じた就労支援を進めます。

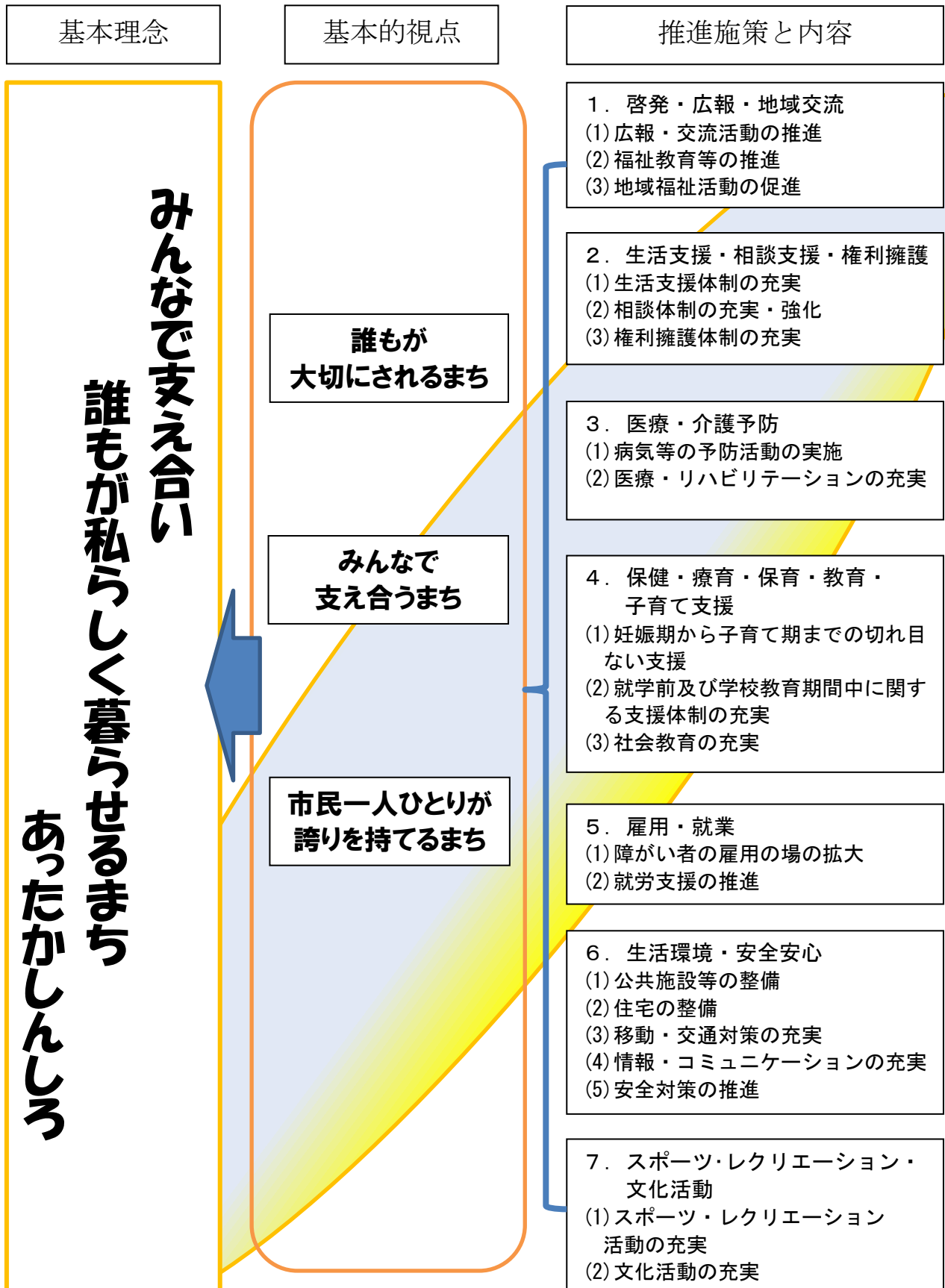
6. 生活環境・安全安心

障がいの有無や年齢等を問わず、誰にでも使いやすい「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、公共施設等の整備を進めるとともに、障がいのある人の特性に配慮した住環境の整備や改善を図ります。また、地域ぐるみの安全体制の充実を図り、災害時要援護者も考慮した安全安心なまちづくりを推進します。

7. スポーツ・レクリエーション・文化活動

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動の参加機会を確保し、社会参加の促進と生活の質の向上を図ります。

3. 計画の体系



4. 重点的な施策

本計画では、以下の重点施策に取り組みます。

重点施策 1

地域課題の解決に向けた取り組みの推進

本市においては、障がいに関する総合相談窓口である基幹相談支援センター及び障がい児者の個々の支援を行う障害者相談支援事業所が中心となり、多様な相談に応じています。しかし、地域に埋もれたニーズを吸い上げる機能は十分とは言えません。

また、ニーズに応じた支援を進めるにあたり、福祉サービス事業所や行政機関のみの力では解決できない課題が多く存在している状況です。

このため、本市では、地域の関係者で組織する「新城市地域自立支援協議会」において、障がいのある人への支援に関する体制整備を図っており、支援を通じて解決できない課題＝「地域の課題」の解決に向けた取り組み等を一層推進します。

<方針>

- ◆相談体制の充実・強化
- ◆新城市地域自立支援協議会における地域の課題解決に向けた取り組みの推進

重点施策 2

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

児童に対する支援については、保健、療育、保育、教育等の様々な分野の連携が必要となります。また、保護者の育児に対する不安や、精神的な負担等の軽減を図るためには、相談窓口の一元化を図り、身近な場所において専門的なサービスを受けられる体制が求められています。

このため、育児又は療育等に関する相談窓口機能、関係機関との連絡調整機能、専門的な療育の実施等を行うことができる体制の検討と整備を進めます。

<方針>

- ◆子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の整備充実
- ◆福祉型児童発達支援センターの設置に関する検討

重点施策 3

市民の支え合い活動の推進

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、自立支援のための様々なサービスを充実していくことはもちろんですが、市民相互の支え合いを基本とするコミュニティづくりやボランティアの育成が重要です。地域で差別や偏見を感じることなく、充実した市民生活を享受できるよう、市民相互の支え合い活動の推進に計画的に取り組むとともに、障がいに関する正しい理解を広めます。

<方針>

- ◆障がいに関する正しい理解の普及に関する地域ぐるみの取り組み

第2節 施策の展開

1. 推進施策1 啓発・広報・地域交流

(1) 広報・交流活動の推進

【現状とこれからの方針】

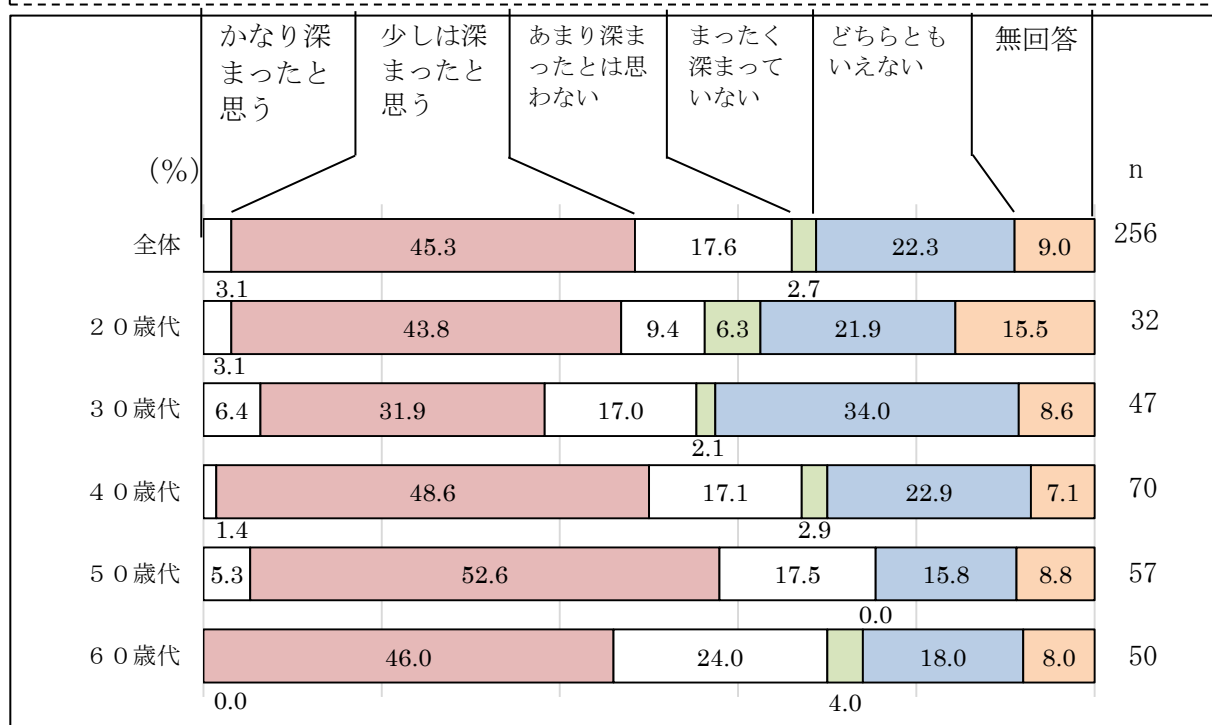
障がいのある人が、地域の中でその構成員として共に暮らすことができるようにするためには、「障がい」に関する理解を深め、地域社会の一員である意識を広く市民に浸透させていくとともに、差別意識や偏見をなくすことが何よりも重要です。

アンケート結果（一般市民）では、「社会全体の障がいのある人への理解が以前より深まった」とする市民が全体の5割弱程度となっています。

このため、行政・サービス事業者・当事者等の協働による理解啓発・広報活動を一層進める必要があります。

今後も幼児期から大人に至るまで、「障がい」に関する理解を広めることにより、障がいのある人の地域生活を支え、社会参加活動の促進を目指します。

問：あなたは、社会全体の障害者への理解が以前より深まったと感じますか。



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
広報、イベント等による啓発の推進	○	市広報紙「ほのか」や社協だよりを通じた「障がい」や「障がい者」に関する市民への啓発	福祉介護課
			社会福祉協議会

	○	市や社会福祉協議会のホームページ（インターネット）を活用した市内外への障がい者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発	福祉介護課 社会福祉協議会
	○	市、社会福祉協議会や県主催の「障がい」や「障がい者」に関する市民への啓発を推進するイベントの開催や参加の呼びかけ	福祉介護課 社会福祉協議会
	○	当事者、保護者、行政等が一体となって行う啓発活動（「新城版啓発活動」）の検討及び実施	福祉介護課
交流活動の推進	○	施設の地域開放や地域との交流の呼びかけ	福祉介護課
	○	施設、団体等が行う障がいに関するイベント等開催のPR	福祉介護課
	○	特別支援学校の体験入学や入学説明会の啓蒙・広報、居住地交流の実施	学校教育課
		新城市地域自立支援協議会の構成機関として、区長会の参画 新城市地域自立支援協議会全体会において「障がい」や「障がい者」に関する情報共有等の実施	まちづくり推進課 福祉介護課
「障害者週間」などの啓発活動の推進		「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）や「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）などを通じた人権教育、啓発活動の推進	福祉介護課
			市民課
			こども未来課
			学校教育課
			生涯共育課
障がい者関係団体による啓発活動の推進		障がい者関係団体による主体的な市民への啓発活動の促進	福祉介護課
			障がい者団体
市職員の研修実施		福祉事業所等での体験型研修や障害者差別解消法等に関する研修を実施し、「障がい」や「障がい者」に対する理解の向上	福祉介護課
			秘書人事課

(2) 福祉教育等の推進

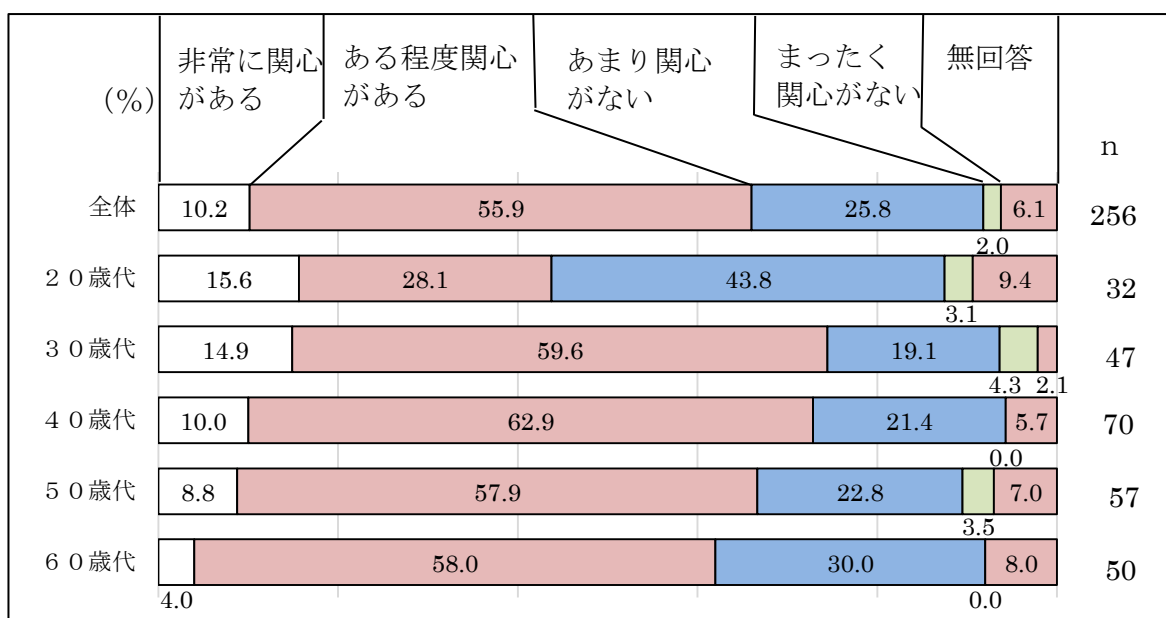
【現状とこれからの方針】

アンケート結果（一般市民）では、「障がいのある人が抱えている問題について関心がある」と答えた20歳代は他の年代に比べて低い数値を示しており、「日常生活の中で障がいのある人といっしょに生活をする機会や、ふれあう機会」も同様の傾向にありました。

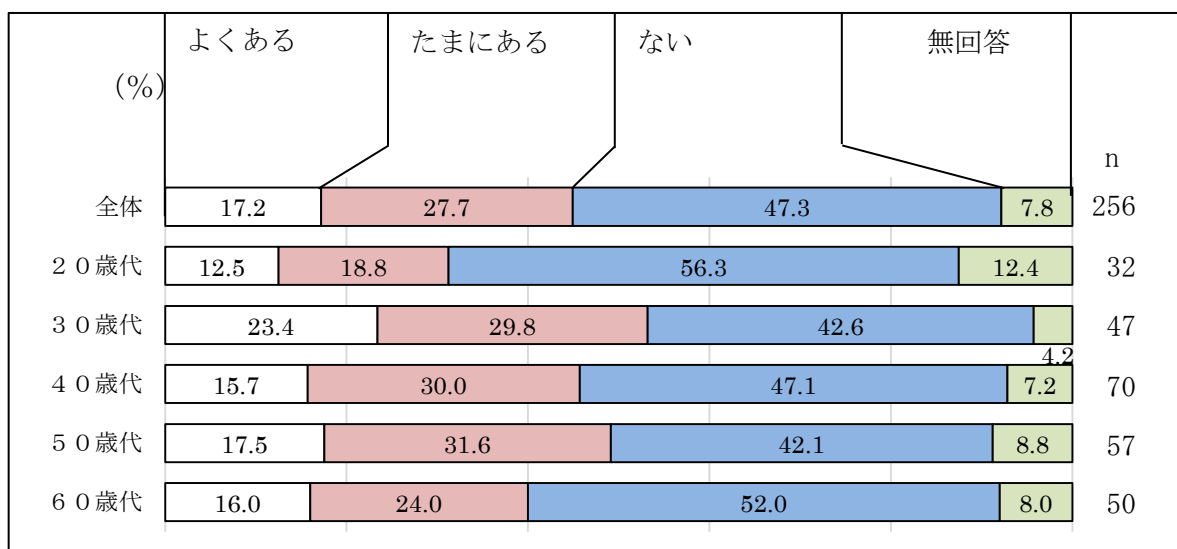
このような状況から、障がいのある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階から人権意識の醸成を図る必要があります。

今後も学校等で人権意識の普及や福祉体験、ボランティア体験を含めた福祉教育を充実していくとともに、広く市民に対して、障がいに関する理解を深めるために必要な基本的知識について、生涯学習等を通して普及していきます。

問：あなたは障害のある方が抱えている問題について関心がありますか。



問：あなたは、日常生活の中で障害のある方といっしょに生活をする機会や、ふれあう機会がありますか。



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
学校等における福祉教育の推進		学校等における福祉教育の推進	学校教育課
			社会福祉協議会
生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実		生涯学習を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会の充実	生涯共育課
			福祉介護課
		人権啓発事業の充実	生涯共育課

(3) 地域福祉活動の促進

【現状とこれからの方針】

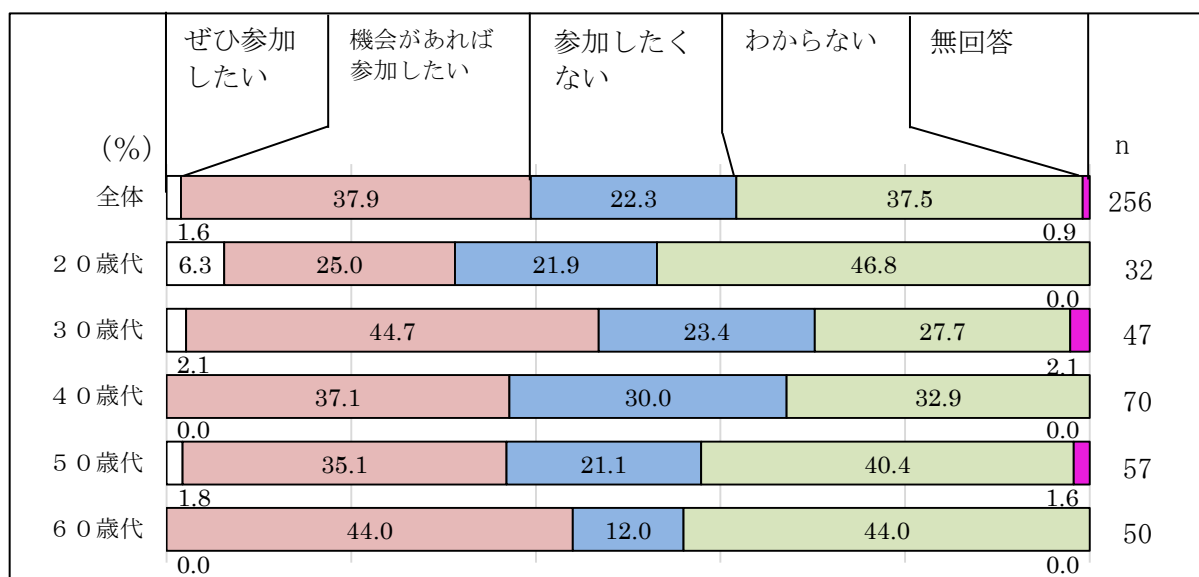
障がいのある人やその家族等の生活支援に対するニーズは、制度に基づく公的なサービスの提供以外にも幅広い領域にわたり、これらに対してきめ細かな支援を行うためにはNPOをはじめとするボランティア活動の力が重要です。

アンケート結果（一般市民）では、全体の4割近くが「社会福祉活動など福祉関係のボランティア活動に参加したい」との意向を示しています。

また、障がいのある人が支援を受ける側となるだけでなく、地域社会の一員として、または障がいを理由とする生活のしづらさを抱えている人の気持ちを共有・共感できる存在として、地域での活動に参加することも大切です。

今後も、障がいのある人のニーズを把握しながら、計画的に福祉ボランティアの育成とネットワーク化に取り組みます。

問：あなたは今後、なたきりやひとり暮らしの高齢者、障害のある方々を支援する社会福祉活動など福祉関係のボランティア活動に参加したいと思いますか。



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
地域福祉計画の策定	○	市民、福祉関係者、行政がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組むための計画の策定と推進	福祉介護課
市民、事業者、NPO、ボランティアなどの連携強化	○	市民、事業者、NPO、ボランティア及び市・社会福祉協議会などの連携、協力・協働による地域福祉活動の推進	福祉介護課 社会福祉協議会
ボランティア・福祉活動団体・事業者への助成		地域福祉の推進を図るため、登録ボランティア団体（福祉）、市内の障がい者関連の福祉団体や施設に対する活動助成	社会福祉協議会
ボランティアの育成		ボランティア養成講習会（点訳講習会、手話講習会、音声訳講習会、要約筆記講習会）等によるボランティアの育成と新たな講習会の開催検討	社会福祉協議会
ボランティア活動に関する情報提供の充実		市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用したボランティア活動に関する市民への情報提供の充実 ボランティア相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化の促進	福祉介護課 社会福祉協議会
障がいのある人やその家族における自発的活動の参加促進		障害者総合支援法に基づく本市が実施主体となった「地域生活支援事業」の中の「自発的活動支援事業」についての検討及び実施	福祉介護課 社会福祉協議会 障がい者団体

2. 推進施策2 生活支援・相談支援・権利擁護

(1) 生活支援体制の充実

【現状とこれからの方針】

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅でのサービスの充実や、社会参加活動としての様々な日中活動の場を確保していくことが必要です。

このため、障害者総合支援法、児童福祉法等を始めとする各種サービスの周知や適切なサービス利用を促進していきます。

また、発達障がいのある人に対する支援については、国・県の動向も踏まえつつ、関係機関との連携を図りながら取り組みを進めます。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」等の提供 〈障害福祉計画参照〉		障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」「相談支援」等のサービス提供	福祉介護課
障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の提供 〈障害福祉計画参照〉		障害者総合支援法により本市が実施主体となった「地域生活支援事業」について障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業の実施、事業内容の改正及び新しいサービス創出 ※「相談支援」「意思疎通支援（手話通訳・要約筆記者派遣、手話通訳者設置等）」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」等	福祉介護課
児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス等の実施 〈障害児福祉計画参照〉		児童福祉法に基づく「障害児通所支援サービス」「障害児相談支援」のサービス提供	福祉介護課
地域生活支援拠点等の整備 〈障害福祉計画参照〉	○	障がいのある人の高齢化や重度化、又は親亡き後を見据え、相談、一人暮らし体験や緊急時の受け入れ等の体制整備を進め、障がいのある人の生活を地域（圏域）で支えるための社会資源や仕組みの構築	福祉介護課 基幹相談支援センター

障害者手帳の周知		市広報紙「ほのか」等を通じた身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得周知と利用可能なサービスの周知	福祉介護課
各種手当・貸付制度の周知		障害者手当、心身障害者扶養共済制度、生活福祉資金、生活資金一時貸付制度の周知	福祉介護課
			社会福祉協議会
福祉サービスの補完		車椅子の無料貸出、日常生活用具貸与費用の助成	社会福祉協議会
各種減免制度の周知と利用促進		所得税、住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス・航空運賃、タクシー料金等の公共交通機関、NHK放送受信料、有料道路通行料金、携帯電話基本使用料などの各種割引・減免制度等について、市ホームページへの掲載	福祉介護課
発達障がいのある人への総合的な生活支援		「発達障害者支援法」を踏まえ国・県との連携、及び市の保育・障がい福祉・教育分野等を中心とした支援の実施	学校教育課
			福祉介護課
			こども未来課

(2) 相談体制の充実・強化

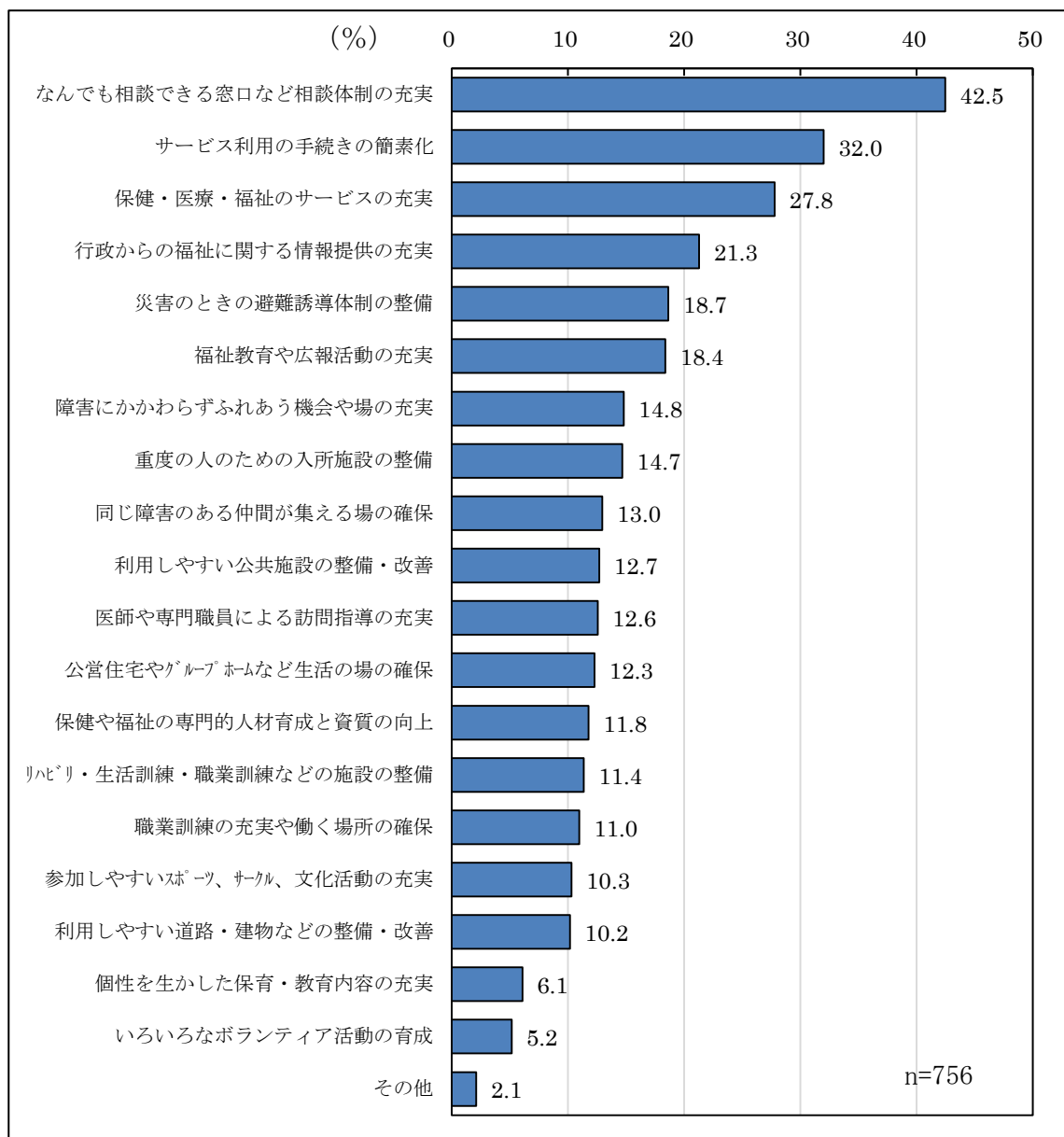
【現状とこれからの方針】

アンケート結果（障がい者）では、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために最も重要なこととして、「なんでも相談できる窓口など相談体制の充実」が最上位のニーズとして挙げられています。

本市では、従来から行っている障害者相談支援事業に加え、平成28年度からは障がい福祉に関する総合相談窓口である基幹相談支援センター運営事業も実施しています。

行政、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所が中心となり、新城市地域自立支援協議会の運営を行って、相談体制の充実強化に取り組むとともに、サービスを必要とする人に対して適切なサービス利用につなげていきます。

問：障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。（複数回答）



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障がいに関する相談支援体制の強化	○	相談支援事業所等を活用した相談支援体制の充実強化 社会福祉協議会や障がい者関係事業者、愛知県機関、ハローワークなど多分野にわたる総合的な相談ネットワークである「新城市地域自立支援協議会」の運営・参画・地域の課題解決に向けた取り組みの推進	福祉介護課
			基幹相談支援センター
			障害者相談支援事業所
			関連課
子育て世代に関する相談支援体制の強化	○	平成30年度からこども未来課内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに応じる相談と支援等に直接結びつく機能の充実	こども未来課
民生委員・児童委員の相談活動の充実		民生委員・児童委員向けに障がい理解を深めるための障がい基礎講座の実施 民生委員・児童委員による相談活動の充実	福祉介護課
			基幹相談支援センター

(3) 権利擁護体制の充実

【現状とこれからの方針】

障害者虐待防止法に基づき、関係団体とのネットワークの構築、虐待の予防に関する事業等の実施、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援と情報集約・共有体制の確立等が求められています。

また、意思決定が困難な人が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度等の推進を図る必要があります。

このため、障がいのある人や高齢者等の権利を守るための仕組みづくりについて、充実を図っていきます。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
虐待防止など人権に関する啓発の推進		障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発	福祉介護課
			こども未来課
			生涯共育課

虐待等への的確な対応のための体制整備		虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や児童相談所、医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立 虐待防止に向けた包括的な各種取り組みの実施 ※児童に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく取り組みとなります。	福祉介護課
			基幹相談支援センター
			地域包括支援センター
			こども未来課
日常生活自立支援事業の実施		権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業の実施	福祉介護課
			社会福祉協議会
成年後見制度の推進		成年後見制度利用促進法及び障害者総合支援法等に基づき、成年後見制度に関する相談、普及啓発及び必要な支援の実施	福祉介護課
			地域包括支援センター
			社会福祉協議会
権利擁護支援センター（仮称）設置に関する検討		虐待、複雑な問題を抱える世帯等への適切な対応を始め、成年後見制度利用促進法などに基づく権利擁護支援を充実させることを目的とした権利擁護支援センター設置に関する検討及び運営に向けた取り組みの実施	関係課
			社会福祉協議会

3. 推進施策3 医療・介護予防

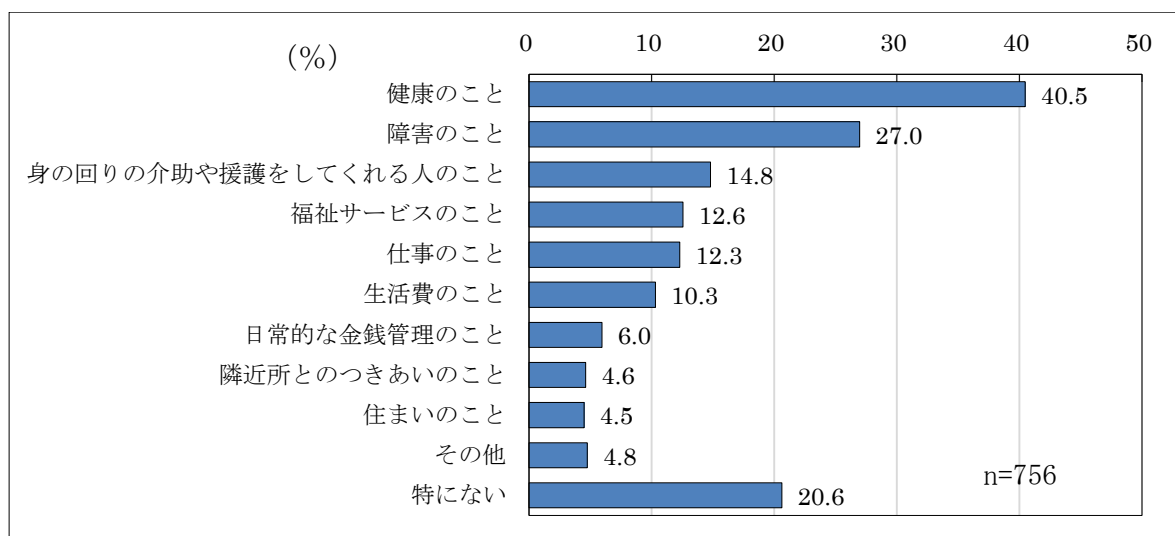
(1) 病気等の予防活動の実施

【現状とこれからの方針】

病気の予防・早期発見のためには、各種健康診査の充実等に取り組むことが重要です。また、障がいのある人にとって、健康への不安が最も高いことがアンケート結果（障がい者）に表れており、健康の維持・増進のための支援策の充実が求められています。

健康教育、健康相談、各種健診、訪問等による正しい知識の普及と、一人ひとりの生活に合った健康づくりのための支援を進めていきます。

問：主に、どのようなことを相談している・したいですか。



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
生活習慣病の予防強化	○	生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実及び診査結果に基づく予防活動の実施 健康教育・相談・保健指導の実施	健康課
		医師や病院職員による出前・健康講座の実施	市民病院
		データヘルス計画（特定健康診査実施計画を含む）の推進による40歳以上の生活習慣病の解消	健康課

介護予防事業の推進	○	重症化の予防を目的に、早い時期からの予防事業への参加促進	福祉介護課 (地域包括ケア推進室)
			地域包括支援センター
		ボランティア活動の支援による地域と密着した活動の推進	健康課
精神保健福祉事業の推進		心の健康の保持・増進のための啓発 社会復帰教室によるつどい交流の推進	健康課

(2) 医療・リハビリテーションの充実

【これからの方針】

自宅など住み慣れた環境で、病気等の治療や障がいの軽減を図ることができるよう医療、保健、福祉分野との連携強化を進めます。

また、新城市民病院や新城市医師会等が中心となり、医療機関相互の連携、救急医療体制に対する取り組み等を進め、地域医療の充実を図ります。

この他、国、県及び市が行う医療費給付を適正に実施し、障がいのある人の負担軽減を図ります。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
在宅医療生活等の支援		在宅生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化	福祉介護課
			基幹相談支援センター
			福祉介護課 (地域包括ケア推進室)
			地域包括支援センター
障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実		障がいのある人やその家族が必要な医療を身近で利用しやすい受診環境の整備	市民病院
		広報等による救急当番医の周知 訪問看護ステーションの充実	地域医療支援センター
		在宅医療の推進を図るため、障がいのある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発	福祉介護課 (地域包括ケア推進室)
医療費の給付		障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給 障害者医療費支給制度における助成	福祉介護課
			保険医療課
在宅の難病患者等に対する支援		障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用支援、日常生活用具の給付	福祉介護課

4. 推進施策4 保健・療育・保育・教育・子育て支援

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

【現状とこれからの方針】

保護者の育児に対する不安や、精神的な負担等の軽減を図るためには、相談と支援の窓口の一元化を図り、身近な場所において専門的なサービスを受けられる体制が求められています。

このため、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに応じる相談と支援の窓口機能を平成30年度から設置し、子育てに関する負担軽減等を図ります。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
健診・相談支援機能の強化		妊産婦、乳幼児健診の充実・保護者の育児不安の軽減 発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応 地区組織（母子保健ボランティア）の育成	健康課
	○	平成30年度からこども未来課内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに応じる相談と支援等に直接結びつく機能の充実 [再掲] 保健センターでの健診や事後教室へ保健師・保育士・家庭児童相談員を派遣 18歳までの成長が記録できるサポートシートの作成	こども未来課

（２）就学前及び学校教育期間中に関する支援体制の充実

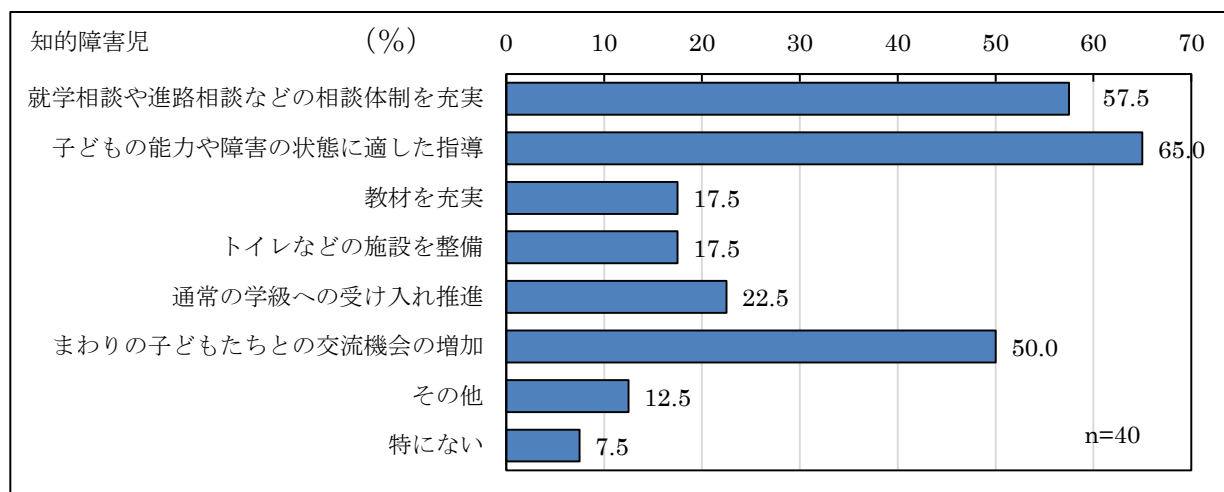
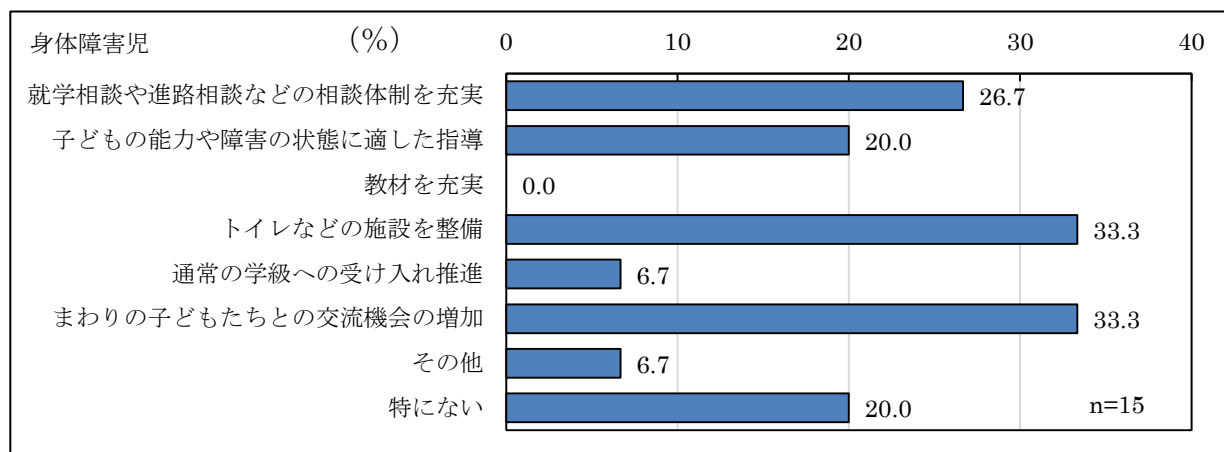
【現状とこれからの方針】

障がいや発達につまずきのある児童に対しては、様々な機関が支援を実施することとなります。このため、保護者はどこに相談すれば良いのかなどの戸惑いを覚えたり、相談内容によってはいくつかの機関に足を運ぶことがあるなど、保護者に負担がかかる場合があります。

このため、障がいに関する相談や通所等による必要な支援を行う総合施設となる「福祉型児童発達支援センター」の設置に関する検討を進めます。同時に、重度の障がいのある児童を対象とした日中活動の確保に関する検討も行います。

これからも保健、福祉、教育等の連携を密にして、早期に適切な療育につなげる体制の確立を目指すとともに、障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図ります。

問：こども園等や学校に望むことは、どのようなことですか。（複数回答）



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障がい児療育・相談機能の強化	○	地域の中核的な療育支援施設となる「福祉型児童発達支援センター」の設置及び提供するサービス内容の検討	こども未来課 福祉介護課 関係課
		児童発達支援施設「おおぞら園」における療育、保護者支援の充実強化 ペアレントメンター養成等の実施 臨床心理士等による園巡回相談の実施	こども未来課
重症心身障がい児に関する日中活動の場の確保	○	重症心身障害児等居場所づくり事業の実施 福祉型児童発達支援センターの設置検討に併せて、重症心身障害児放課後等デイサービス（日中活動の場）の整備を検討	こども未来課 福祉介護課
障害児通所支援サービスの実施 〈障害児福祉計画参照〉		障害児支援利用計画に基づく支給申請に対し、障害児通所支援サービスの支給決定及び給付費の支払い等を行い、障がい児等への支援を実施	福祉介護課
言語の障がいや体の使い方に不器用さのある子どもへの支援		言語に障がいのある子どもに対し、コミュニケーションやことばの使い方の訓練として言語療法の実施	市民病院
		体の使い方に不器用さのある子どもに対し、感覚統合を促す作業療法の実施	こども未来課
こども園等における障がいのある子どもの受入体制の整備		全てのこども園において、障がい児保育、統合保育が実施できるよう、療育実践、アセスメント、個別支援計画作成、感覚統合、保護者支援などの計画的な職員研修の実施 就園等に向けた3歳児入園面接、体験入園、入園支援委員会の体制整備 医療機関との連携強化のためのツール作成と体制整備	こども未来課 関係課

就学・教育相談体制の充実		発達障がいを始めとする多様な障がいに対する理解、支援方法の共有を図るため、保健、医療、保育、教育分野等との連携強化 就学に向けた説明会の開催 特別支援学校や各校の支援学級の体験入学会への保護者の同行支援	学校教育課
			こども未来課
			福祉介護課
障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供		特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の配慮	教育総務課
			学校教育課
特別支援教育の推進		通常の学校に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠如多動性障害）、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援 特別支援教育研究委員会、特別支援教育研修会の設置による支援	学校教育課
学校教育における障がい者理解の推進		受入のための学校施設・設備の充実 障がいの有無に関わらず地域で暮らす子どもの連帯感を育み、障がいのある人に対する理解を深めるよう特別支援学校児童生徒との交流教育の推進 副読本の活用やボランティア体験など、学校教育での障がい者問題に関する学習機会の充実	教育総務課
			学校教育課
「障がい」に関する関係職員研修の充実		発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるため、園小中と連携した研修の計画	学校教育課
			こども未来課

(3) 社会教育の充実

【現状とこれからの方針】

障がいのある人が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実させ、これらを通じて気のおけない仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援していくことが大切です。

障がいの有無を問わず、生涯学習機会の充実を図ります。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
生涯学習機会の充実		障がいのある人の社会参加を促すための共育講座の開催	生涯共育課
障がいのある人への生涯学習関連情報の提供		生涯学習に関する資料の収集と市民への提供	生涯共育課
		録音図書や大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進	生涯共育課

5. 推進施策5 雇用・就業

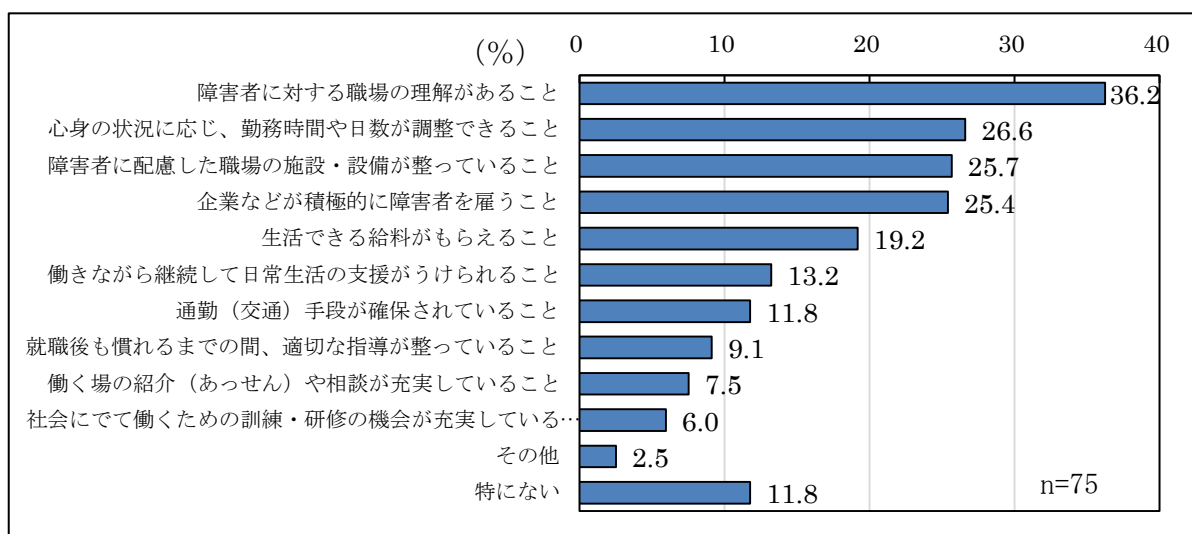
(1) 障がい者の雇用の場の拡大

【現状とこれからの方針】

障がいのある人が自立した生活を営むとともに、一層の社会参加を図るためには、障がいの状況等に応じて就労できる環境を確保することが重要です。アンケート結果（障がい者）では、職場での障がいに関する理解向上、働きやすい環境の整備等様々な課題が挙げられています。

本市の産業特性を踏まえながら、ハローワーク等関係機関との連携を図り、雇用の場の拡大に向けた取り組みを行います。

問：障害のある方が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障がい者雇用の拡大のための事業所等に対する啓発の推進	○	ハローワークや県、産業団体等との連携を図りながら、障がいのある人の雇用拡大のための事業主や従業員への啓発の推進	商工政策課
			福祉介護課
就労を促進するための関係機関のネットワーク化の推進	○	新城市地域自立支援協議会において蓄積される地域の課題の状況に応じて専門部会を設置し、ハローワーク等関係機関との連携の推進	福祉介護課
市の職員採用における計画的な障がい者雇用の推進	○	市役所における障がいのある人の雇用を計画的に推進するための採用者計画の中への障がい者雇用枠の位置づけ	秘書人事課
	○	市広報紙「ほのか」、市のホームページによる職員採用についての情報提供	秘書人事課

(2) 就労支援の推進

【現状とこれからの方針】

障害者優先調達推進法に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する取り組みを継続するほか、障害者総合支援法に基づく就労移行支援等のサービス提供等を進め、就労支援の推進を図ります。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障害者優先調達推進法の推進	○	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、提供可能な物品等についての情報を市役所全体で共有し、発注に努める	福祉介護課
			全課
就労移行支援等の推進 〈障害福祉計画参照〉		障害者総合支援法に基づき、就労に関する訓練等給付（就労移行支援、就労継続支援や就労定着支援等）サービスを実施する事業者を確保し、一般就労に向けた訓練の実施	福祉介護課
地域活動支援センター事業の実施 〈障害福祉計画参照〉		障害者総合支援法に基づく本市が実施主体となった「地域生活支援事業」として創作的活動、生産活動等の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センター事業の実施	福祉介護課
就労に関する情報提供等		就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等日中活動系サービス事業所に関する情報提供 就労や技術習得機会に関する情報の提供	福祉介護課
			商工政策課

6. 推進施策6 生活環境・安全安心

(1) 公共施設等の整備

【現状とこれからの方針】

障がいのある人の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、憩いや交流の場となる公共施設の改修等が重要です。

障がいのある人への配慮はもちろんのこと、障がいの有無を問わず子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる安全・安心のまちづくりの視点に立って、県をはじめとする関係機関と連携を図り、計画的なバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組む必要があります。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進		障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう市営住宅や公的施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化	都市計画課
			福祉介護課
			関係課
安全な歩行空間等の確保等		障がいのある人の安全な歩行空間等の確保 安全かつ円滑な道路交通の確保	土木課
			土木課
愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の普及		東三河人にやさしい街づくり講座の開催による住民意識向上（東三河5市による輪番制開催）	都市計画課

(2) 住宅の整備

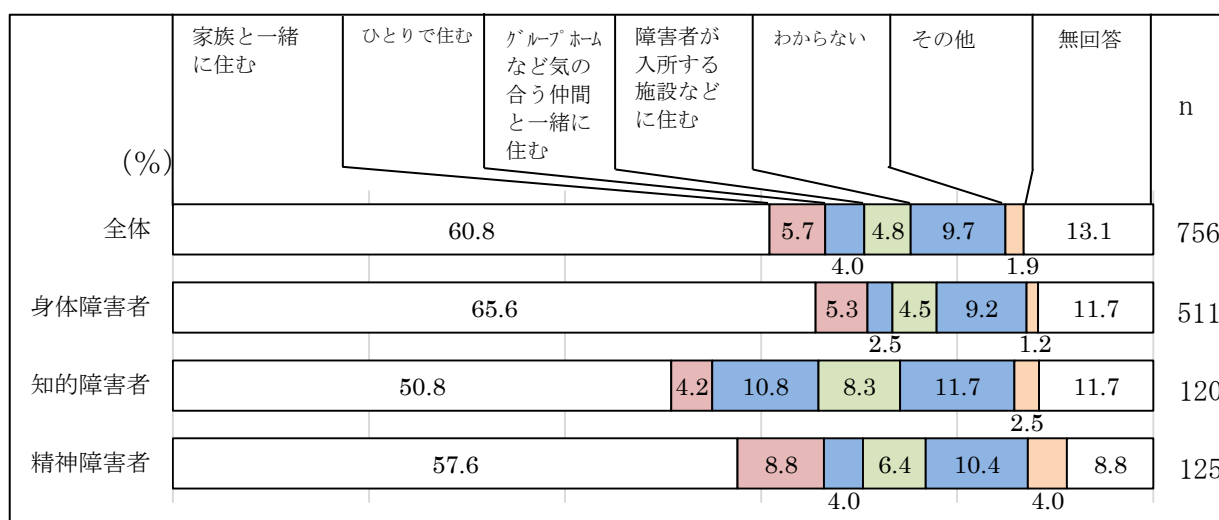
【現状とこれからの方針】

地域での自立生活を支援するためには、住まいの整備が重要となります。施設入所者や精神病床入院患者が地域生活へ移行するには、住まいの確保が最重要課題となります。

また、アンケート結果（障がい者）では、全体の6割が今後10年間に於いて家族と一緒に住むことを希望していますが、一方で全体の1割程度が一人暮らしやグループホームでの生活を希望しています。

障がいのある人の意向等を踏まえ、自分らしい地域生活が送れるよう住環境の確保や改善に向けた取り組みを進めます。

問：あなたの今後（10年以内）のお住まいについてお考えがいます。どのように住みたいですか。



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障害者総合支援法に基づく居住支援サービスの推進 〈障害福祉計画参照〉	○	障害者総合支援法に基づき、グループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保の推進	福祉介護課
住宅改修費の給付 〈障害福祉計画参照〉		障害者総合支援法に基づく本市が実施主体となった「地域生活支援事業」の中の「日常生活用具給付等事業」のうち、「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の給付	福祉介護課
市営住宅の整備		既存の市営住宅の維持補修に際し、バリアフリー化の推進	都市計画課

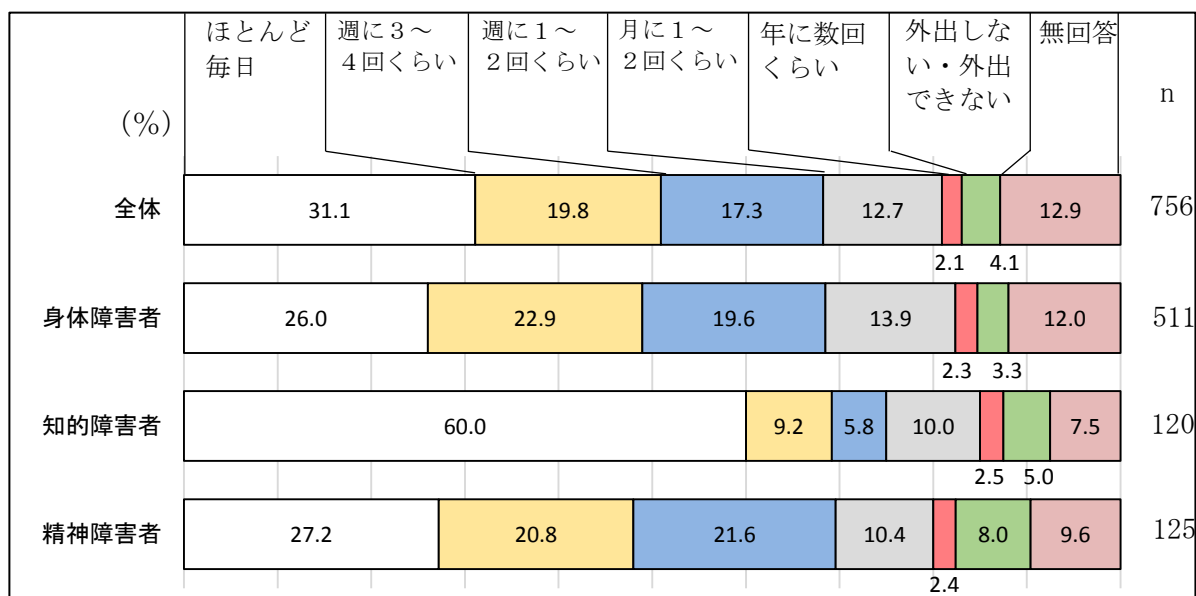
(3) 移動・交通対策の充実

【現状とこれからの方針】

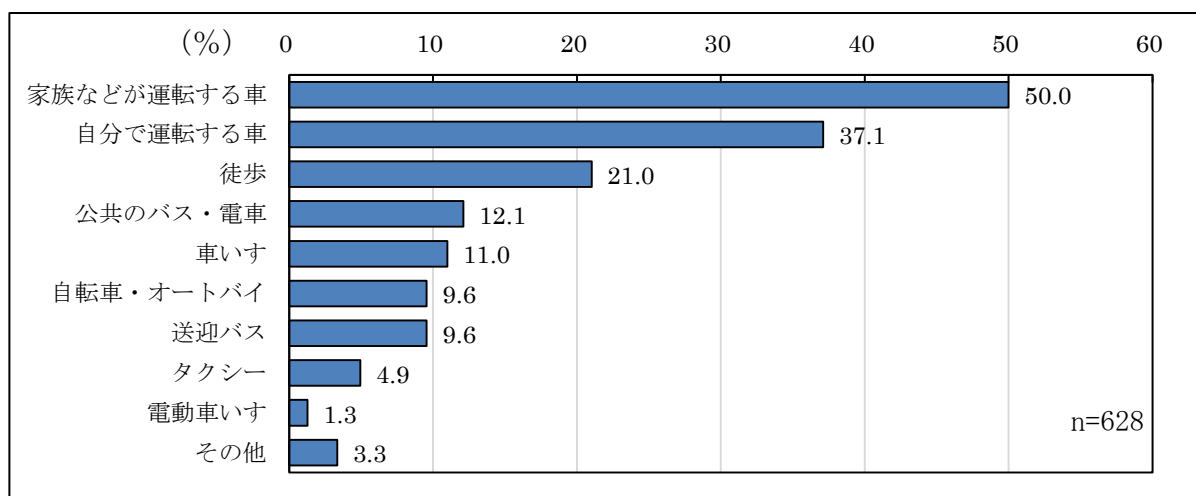
アンケート結果（障がい者）では、週1回以上外出する人は6～7割台となっており、外出の手段としては「家族などが運転する車」によるものが一番多く、次に「自分が運転する車」となっています。

障がいのある人が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくため、移動支援サービス等の充実に努めていくとともに、自動車取得税の減免など支援制度の周知を図り、普及していきます。

問：外出（仕事を含む）する回数はどれくらいですか。



問：外出のとき、おもに何を使っていますか。（複数回答）



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障害者総合支援法に基づく移動支援の充実 〈障害福祉計画参照〉		移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく「行動援護」「同行援護」「重度訪問介護」のほか、地域生活支援事業に位置づけられる「移動支援事業」及び「自動車改造助成事業」の推進	福祉介護課
自動車税等の減免や公共交通機関の運賃割引制度の普及		自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス・航空運賃、タクシー料金、有料道路料金などの各種割引制度の周知	福祉介護課
自動車運転免許取得費の助成		就労等のため自動車教習所で技能を習得する身体に障がいのある人への経費の一部助成	福祉介護課
障害者福祉タクシー料金助成等の推進		心身に障がいのある人の通院等を目的としたタクシー利用料金等の助成	福祉介護課
公共交通網等の整備		Sバス、福祉有償運送等市内の社会資源を活用した交通網の整備	行政課
			福祉介護課
外出支援事業の実施		外出困難な障がい者及び高齢者を対象にした日常的な通院・買い物等の外出支援の実施（作手地区）	社会福祉協議会
障害児施設等通所交通費助成の実施		遠方の療育施設等に通う障がい児の保護者に対し、交通費の一部助成を実施	こども未来課

(4) 情報・コミュニケーションの充実

【現状とこれからの方針】

地域社会の一員として社会資源を活用して暮らしていくためには、様々な情報を把握し、自由に交換できることが必要です。しかし、障がいの状況によっては、情報を即時に取得することや、意見を交換することが困難な場合があります。

情報提供に関するニーズも多様化しており、今後とも必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供・表示などの方法についても配慮や工夫が必要です。

また、コミュニケーション支援については、手話等による直接会話支援の充実のほか、インターネット等をはじめとする様々な情報伝達手段の活用が求められています。

本市の現状を踏まえ、情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障がいや視覚障がいのある人等に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障害者総合支援法に基づく「意思疎通支援事業」の実施 〈障害福祉計画参照〉		障害者総合支援法に基づく本市が実施主体となった「地域生活支援事業」として「意思疎通支援事業（手話奉仕員の派遣）」の実施	福祉介護課
「声の広報」推進		視覚障がいのある人に配慮した「声の広報」の作成支援	秘書人事課
			社会福祉協議会
ボランティアの育成 〔再掲〕		ボランティア養成講習会（点訳講習会、手話講習会、音声訳講習会、要約筆記講習会）等によるボランティアの育成と新たな講習会の開催検討	社会福祉協議会
福祉情報の充実		市広報紙「ほのか」を活用した情報提供の充実	福祉介護課
		社協だよりを活用した情報提供の充実	社会福祉協議会
		CATV（ケーブルテレビ）を活用した情報提供の充実	秘書人事課 福祉介護課
市ホームページの充実		利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫などウェブアクセシビリティの向上を図ったホームページによる情報提供の充実 掲載する情報内容の充実と適切な更新	秘書人事課
			福祉介護課

情報支援機器の整備		視覚障害者用活字文書読み上げ装置、拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等視覚障がい者又は聴覚障がい者向けの情報支援機器の整備	福祉介護課
障がいに関するマークの普及		「ヘルプマーク」を始めとする障がいに関するマークについて、愛知県や県内市町村と連携した普及活動の実施	福祉介護課
窓口サービスの充実		手話通訳のできる人材の育成による、障がいのある人への市民サービスの充実	福祉介護課
		窓口案内に「耳マーク」（耳が不自由であることを表すマーク）や「ヘルプマーク」等の表示を検討し、それぞれ障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの実施	福祉介護課 社会福祉協議会

（５）安全対策の推進

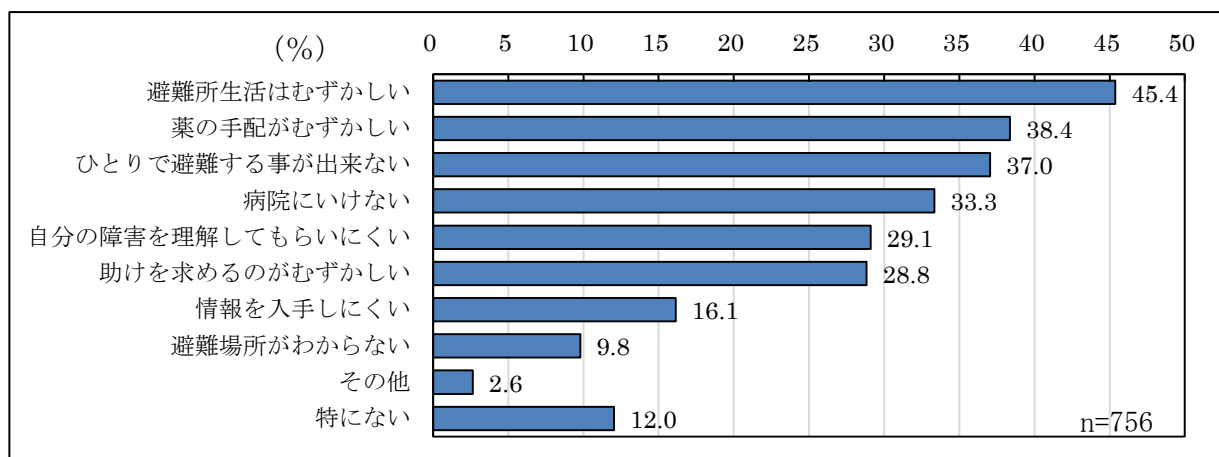
【現状とこれからの方針】

地震、その他自然災害の発生を想定し、様々な視点からの対策を講ずる必要がありますが、アンケート結果（障がい者）では、大規模な災害が発生した際の心配事は多岐に渡っている状況です。本市では、災害時における避難支援を希望する人の「災害時要援護者名簿」を作成・管理し、避難支援体制の構築に取り組んでいますが、アンケート結果（障がい者）では、それを知っていると回答した人は４割を超える程度にとどまっています。

また、障がいのある人や高齢者等を狙った犯罪の増加、犯罪手口が巧妙化した事件や交通事故に巻き込まれる危険もあります。

今後、地域全体で災害対策、犯罪被害防止及び交通事故防止に対する知識と技能を高めていくとともに、コミュニティ活動の活性化や地域ぐるみの見守り体制の整備など、関係機関との協力により安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。

問：地震などの大規模な災害がおきたときの心配はなんですか。（複数回答）



施策	重点の有無	施策の概要	担当課
地域防災計画等の推進		「新城市地域防災計画」等に基づく、障がい者を含む災害時要援護者の把握、予防対策、支援体制の確立、福祉施設等の予防対策、情報伝達・避難誘導・避難経路・避難場所対策、防火対策などの充実、要援護者対策の啓発・普及	防災安全課
			福祉介護課
			関係課
			社会福祉協議会
要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立	○	「災害時要援護者マニュアル」に基づく支援体制の確立	防災安全課
			福祉介護課
			こども未来課
			関係課
	○	自主防災会等での支援体制づくり	防災安全課
			福祉介護課
○	災害時要援護者家具転倒防止支援事業の普及	防災安全課	
地域防犯体制の確立		犯罪被害防止啓発活動の実施	防災安全課
交通安全教育の推進		交通安全のために必要な技能・知識の習得のための交通安全教育の実施	防災安全課
安全情報の提供		聴覚障がい者世帯の防災行政無線への文字放送装置の取り付け	防災安全課
			メール配信システムの周知・普及
			GATV を活用した災害情報の提供
			秘書人事課
			福祉介護課

7. 推進施策7 スポーツ・レクリエーション・文化活動

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

【現状とこれからの方針】

障がいのある人が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ多様な機会を充実していくことが大切です。

障がいの有無を問わず、生活のゆとりやうるおいを高めるためスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障がいのある人に配慮したスポーツレクリエーションの振興		障害者スポーツ大会の周知	福祉介護課
			社会福祉協議会
		スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供 障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができる環境の推進	福祉介護課
			生涯共育課

(2) 文化活動の充実

【現状とこれからの方針】

障がいのある人にとっても、生涯にわたる多様な学習機会を保障することが大切です。また、趣味や文化活動への参加は、社会参加という視点だけでなく、当事者の心と体の健康増進と生活にうるおいを与える大切なものです。障がいの有無を問わず、生活のゆとりやうるおいを高めるための文化活動の推進を図ります。

施策	重点の有無	施策の概要	担当課
障がいのある人への文化活動の提供		障がいのある人に対して、市内の文化活動団体等の紹介や活動の普及	福祉介護課
			生涯共育課
障がいのある人の生きがい活動をサポートするボランティアの育成		障がいのある人の講演会、観劇、音楽会、公民館活動など様々な文化活動への参加が広がるようサポートするボランティアの育成	社会福祉協議会

第4章 第5期新城市障害福祉計画

第1節 計画の概要

国の基本指針において、障害者総合支援法等の基本理念を踏まえつつ、「1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」、「3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み」に留意して障害福祉計画を策定することとされています。

これに基づき、障害福祉計画では、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）を提供するための体制の確保に関する事項等を盛り込みます。

<参考> 第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の主な内容

—主なポイント—

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 発達障害者支援の一層の充実

—成果目標に関する事項—

- 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（内容を一新）
- 地域生活支援拠点等の整備（継続）
- 福祉施設から一般就労への移行（一部見直し）

—その他—

- 障害者の虐待防止、養護者に対する支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進のあり方 等

第2節 成果目標の進捗状況と評価、目標設定

1. 第4期計画における成果目標の進捗状況と評価

(1) 福祉施設から地域生活への移行

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標に当たっては、平成25年度末の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

平成29年度末における施設入所者の削減の数値目標に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

本市では、平成25年度末の53人の12%以上が地域生活へ移行する目標を考慮し、平成29年度末までの地域生活移行者数の目標値を6人と設定します。

また、施設入所者については、4%以上を削減する目標を考慮し、平成25年度末時点の施設入所者から2人の削減見込みとします。

■進捗状況と評価

平成29年11月現在の実績は施設入所者数51人、地域生活移行者数2人となっています。地域生活移行者数は目標値を下回っていますが、新城市基幹相談支援センターや指定一般相談支援事業所による地域生活移行に関する取り組みを継続していきます。

項目	目標値等	実績値 (平成29年11月現在)
平成25年度末時点の入所者数（A）	53人	
平成29年度末の入所者数（B）	51人	51人
削減見込み（A－B）	2人	2人
施設入所者数の削減率	4%	4%
地域生活移行者数	6人	2人
施設入所者に占める地域移行者の割合	12%	4%

(2) 地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備します。

■本市における目標設定の考え方

愛知県との連携のもと、東三河北部圏域での実施を視野に入れ、拠点の設置に向けた検討を進めます。

■進捗状況と評価

地域生活支援拠点等整備検討会、東三河北部障害保健福祉圏域会議等において検討を進めた結果、平成29年度に圏域単位での設置（面的整備）に至りました。

項目	目標値等	実績値
地域生活支援拠点等	1か所	東三河北部圏域で 1か所(平成29年度に設置)

(3) 福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とする目標を考慮し、平成29年度の目標値を20人と設定します。

■進捗状況と評価

平成28年度の実績は、5名となっています。新城市地域自立支援協議会日中活動部会においてサービスの質の向上、関係機関との連携に関する取り組み等を進めており、一般就労を希望される方への支援を継続していきます。

項目	目標値等	実績値 (平成28年度)
平成24年度末の一般就労移行者数	10人	
平成29年度の一般就労移行者数	20人	5人

(4) 就労移行支援事業の利用者数

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者から6割以上増加することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

国の基本指針では上記の通りとなっていますが、本市では、市の実績や実情から平成29年度末における目標値は20人と設定します。

■進捗状況と評価

平成28年度の実績は13名となっています。生活面も含めた幅広い支援を行う場面が増えている傾向にあり、時間をかけて様々な支援を行っている状況となっています。

項目	目標値等	実績値 (平成28年度)
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	17人	
平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	20人	13人

(5) 就労移行支援事業の就労移行率

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

本市では、国の基本指針を考慮し、平成29年度末における目標値は50%と設定します。

■進捗状況と評価

平成28年度において就労移行率が3割以上の事業所はありませんでした。就労移行支援事業の利用者数同様、生活面も含めた幅広い支援を行う場面が増えている傾向にあり、時間をかけて様々な支援を行っている状況となっています。

項目	目標値等	実績値 (平成28年度)
就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	50%	0%

2. 第5期計画における成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

平成32年度末における地域生活に移行する者の数値目標に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

平成32年度末における施設入所者数の削減の数値目標に当たっては、平成28年度末の施設入所者数から2%以上を削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

施設入所者数は平成28年度末で52人となっています。

平成28年度末の52人の9%以上が地域生活へ移行する目標を考慮し、平成32年度末までの地域生活移行者数の目標値は4人と設定します。

平成28年度末入所者数から2%以上を削減とする目標を考慮し、計画期間中の削減目標は1人と設定しますが、すでに平成29年度の上半期に1人の施設退所者がいることから、合計2名の削減を見込みます。

項目	数値
平成28年度末時点の入所者数（A）	52人
【目標値】地域生活移行者数	4人
【目標値】施設入所者に占める地域移行者の割合	9%
平成32年度（2020年度）末の入所者数（B）	50人
【目標値】削減見込み（A－B）	2人
【目標値】施設入所者数の削減率	3%

(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）（以下「地域移行に伴う基盤整備量」という。）を、目標値として設定します。

■本市における目標設定の考え方

保健、医療、福祉関係者による協議の場は、新城市地域自立支援協議会の専門部会等を始めとする既存組織に、精神障がいに関する支援を行っている機関等を加えるなどの検討を進め、平成32年度（2020年度）末までの設置を目指します。

地域移行に伴う基盤整備量は、国及び県から提示された計算式をもとに設定します。

項目	数値等
保健、医療、福祉関係者による協議の場	市で単独設置
地域移行に伴う基盤整備量	65歳以上：5人 65歳未満：5人

（3）地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とします。

■本市における目標設定の考え方

愛知県及び北設楽郡町村との連携のもと、平成29年度に圏域単位での設置（面的整備）に至りました。今後は、東三河北部障害保健福祉圏域会議等を通じて、関係機関等との連携強化、求められる機能の充実等について検討を進めます。

項目	数値
地域生活支援拠点等	1か所（圏域） （平成29年度において設置済）

（4）福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

平成28年度における一般就労への移行実績の5人を1.5倍した7名を目標値として設定します。

項目	数値
平成28年度末の一般就労移行者数	5人
【目標値】平成32年度（2020年度）の一般就労移行者数	7人

②就労移行支援事業の利用者数

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末の利用者数から2割以上増加することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

平成28年度における就労移行支援事業所の利用者数の13人から、2割増加した15人を目標値として設定します。

項目	数値
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	13人
【目標値】 目標年度（2020年度）の就労移行支援事業の利用者数	15人

③就労移行支援事業の就労移行率

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

■本市における目標設定の考え方

本市では、国の基本指針を考慮し、平成32年度（2020年度）末における目標値は50%と設定します。

項目	数値
【目標値】 市内就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	50%

④就労定着支援事業者の職場定着率

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とします。

■本市における目標設定の考え方

就労定着支援事業における年度ごとの見込み量（61ページ参照。月平均利用人数）は、平成30年度（2018年度）に0人、平成31年度（2019年度）に2人としています。

これにより、平成31年度末時点では該当者がいないため0%としています。また、平成32年度（2020年度）は、アンケート結果（37ページ参照）において就労に関する様々な課題が挙げられていることを踏まえ、本市における目標は50%と設定しますが、職場の定着及び就労の継続を図るため、関係機関と連携して支援体制の構築に取り組みます。

項目	数値
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始してから 1年後の職場定着率	平成31年度（2019年度） 0% 平成32年度（2020年度） 50%

第3節 福祉サービスごとの利用実績、各年度の見込み量及び確保策

1. 障害福祉サービス

(1) 利用実績及び評価

①訪問系サービスの利用実績

ア 利用者数

利用実績は平成27年度から平成29年度で約10ポイント減少しているものの、達成率は100%以上で推移しています。

事業所ヒアリング等でヘルパーの不足が課題として挙げられており、ニーズに沿ったサービス提供が難しい状況にあると推察されます。

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 ※実績は見込み値
	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	実績値	97人	81人
計画値		69人	75人	82人
達成率		140.6%	108.0%	107.3%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

イ 利用時間数

利用実績は平成27年度から平成29年度で9.3ポイント増加しているものの、達成率は平成28年度から100%を下回っています。

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 ※実績は見込み値
	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	実績値	1,214時間	1,193時間
計画値		1,138時間	1,238時間	1,353時間
達成率		106.7%	96.4%	98.1%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

② 日中活動系サービスの利用実績

ア 利用者数

生活介護は、利用実績が横ばいで、計画値のような伸びが見られません。市内に通所利用が可能な事業所が2つあるものの、潜在的なニーズは大きく引き続きサービスの提供体制等の整備が必要です。

自立訓練（機能訓練）は、利用実績がありません。

自立訓練（生活訓練）は、利用実績が横ばいであるものの、達成率は減少しています。事業所ヒアリング等によれば潜在的なニーズはあるものの、利用者の心身の状況により利用に至るまでに時間を要していることなどが要因だと考えます。

宿泊型自立訓練は、平成28年度末で利用が終了となっています。

就労移行支援は、利用実績が減少傾向で、計画値とのかい離が年々広がっています。事業所ヒアリング等によれば、就労以外の支援（日常生活における支援など）を必要とする利用者が増加傾向であるため、一般就労に向けた支援の長期化が要因だと考えます。

就労継続支援（A型）は、平成29年度に利用実績が減少していますが、利用者の一部が就労継続支援（B型）に移行したことが要因だと考えます。

就労継続支援（B型）は、計画期間中の利用実績が49.1ポイントの大幅な増加がみられます。これは市内事業所の増加及びサービス内容の充実などが要因だと考えます。

短期入所では、利用実績が減少傾向で、計画値とのかい離が年々広がっています。市内に事業所が1つしかないため、市外の事業所を利用せざるを得ない状況にあり、サービス提供体制が十分ではない状況です。

療養介護は、利用実績は横ばい傾向です。

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 ※実績は見込み値
	生活介護	実績値	114人	114人
計画値		112人	117人	122人
達成率		101.8%	97.4%	95.1%
自立訓練（機能訓練）	実績値	0人	0人	0人
	計画値	1人	1人	1人
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練（生活訓練）	実績値	4人	3人	4人
	計画値	4人	4人	6人
	達成率	100.0%	75.0%	66.7%
宿泊型自立訓練	実績値	2人	1人	0人
	計画値	2人	2人	2人
	達成率	100.0%	50.0%	0.0%

項目	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 ※実績は見込み値
	就労移行支援	実績値	16 人	13 人
計画値		18 人	19 人	20 人
達成率		88.9%	68.4%	55.0%
就労継続支援（A型）	実績値	24 人	28 人	23 人
	計画値	24 人	25 人	26 人
	達成率	100.0%	112.0%	88.5%
就労継続支援（B型）	実績値	59 人	67 人	88 人
	計画値	67 人	72 人	77 人
	達成率	88.1%	93.1%	114.3%
短期入所	実績値	26 人	23 人	24 人
	計画値	26 人	26 人	26 人
	達成率	100.0%	88.5%	92.3%
療養介護	実績値	7 人	8 人	8 人
	計画値	6 人	6 人	6 人
	達成率	116.7%	133.3%	133.3%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

イ 利用日数

就労継続支援（B型）においては年々増加傾向にあり、利用期間中の利用実績が40.7ポイント増加しています。その他のサービスについては横ばい又は減少傾向にあります。

就労継続支援（A型）及び短期入所において計画値を上回った年度がありましたが、その他のサービスでは計画値を下回っています。

項目	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 ※実績は見込み値
	生活介護	実績値	2,113 人日	2,145 人日
計画値		2,464 人日	2,574 人日	2,684 人日
達成率		85.8%	83.3%	81.9%
自立訓練（機能訓練）	実績値	0 人日	0 人日	0 人日
	計画値	22 人日	22 人日	22 人日
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練（生活訓練）	実績値	48 人日	21 人日	26 人日
	計画値	88 人日	88 人日	132 人日
	達成率	54.5%	23.9%	19.7%

宿泊型自立訓練	実績値	59 人日	30 人日	0 人日
	計画値	60 人日	60 人日	60 人日
	達成率	98.3%	50.0%	0.0%
就労移行支援	実績値	252 人日	220 人日	197 人日
	計画値	306 人日	323 人日	340 人日
	達成率	82.4%	68.1%	57.9%
就労継続支援（A型）	実績値	513 人日	573 人日	460 人日
	計画値	528 人日	550 人日	572 人日
	達成率	97.2%	104.2%	80.4%
就労継続支援（B型）	実績値	961 人日	1,009 人日	1,352 人日
	計画値	1,206 人日	1,296 人日	1,386 人日
	達成率	79.7%	77.9%	97.5%
短期入所	実績値	206 人日	186 人日	145 人日
	計画値	182 人日	182 人日	182 人日
	達成率	113.2%	102.2%	79.7%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

③ 居住系サービス

共同生活援助は、平成27年度から平成29年度の利用実績が12.5ポイント増加し、計画値を上回っています。介護者の高齢化や地域生活に対する意識の高まりなどにより多くのニーズが見込まれていますが、人材不足などの影響により供給体制に関する課題があります。

施設入所支援は、概ね計画値に沿った推移をしています。地域移行支援を活用した地域生活への移行に関する後押しをするとともに、利用者が適切なサービスを選択できる体制の整備が必要です。

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		※実績は見込み値		
共同生活援助	実績値	48 人	54 人	54 人
	計画値	47 人	49 人	53 人
	達成率	102.1%	110.2%	101.9%
施設入所支援	実績値	54 人	52 人	51 人
	計画値	53 人	52 人	51 人
	達成率	101.9%	100.0%	100.0%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

④ 指定相談支援事業

計画相談支援は横ばい傾向であるものの、計画値を上回っています。

地域移行支援は平成29年度に2名の利用実績がありましたが、計画値は下回っています。

地域定着支援は横ばい傾向で、計画値を下回っています。

地域生活移行の推進、単身生活等で緊急時の支援が必要となる方の増加等より、相談支援事業に対する潜在的なニーズは大きく、相談支援体制の充実強化が必要です。

項目	年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 ※実績は見込み値
	計画相談支援	実績値	101人	97人
計画値		85人	90人	95人
達成率		118.8%	107.8%	109.5%
地域移行支援	実績値	0人	0人	2人
	計画値	2人	4人	6人
	達成率	0.0%	0.0%	33.3%
地域定着支援	実績値	2人	1人	2人
	計画値	4人	5人	6人
	達成率	50.0%	20.0%	33.3%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

(2) 各年度の見込み量及び確保策

① 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者、もしくは精神障がい者で常に介護を必要とする人を対象に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	月平均 利用人数	88	90	95	100
	月平均 利用 時間数	1,327	1,350	1,375	1,400
	市内事 業所数	5	5	5	5

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

【サービス見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるために大変重要なサービスです。

しかし、各サービス事業所において、ホームヘルパーの不足という課題を抱えています。加えて、広い市域に対応するサービス提供には限界があるほか、利用者とのコミュニケーションや同性介助への対応など利用者本位のサービス提供の実現に向けた質の確保なども引き続き重要となります。

ホームヘルパーの確保及び育成に関する取り組みを関係者とともに進めるほか、スムーズなサービス提供を行うための連携や社会資源の開発・改善に関する検討を行う必要があります。

ポイント

- ホームヘルパーの確保に関する検討及び取り組み
- 質の高いサービスの確保に関する検討及び取り組み
- 事業所間における人材の連携、補完体制の検討

② 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいをもつる人を、障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいをもつる人を、障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な人を、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援 (新規)	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

【サービス見込量】

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	月平均 利用人数	116	130	135	140
	月平均 利用日数	2,199	2,600	2,700	2,800
	市内事 業所数	4	4	4	4
自立訓練 (機能訓練)	月平均 利用人数	0	1	1	1
	月平均 利用日数	0	22	22	22
	市内事 業所数	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	月平均 利用人数	4	5	6	7
	月平均 利用日数	26	35	42	49
	市内事 業所数	1	1	1	1
就労移行支援	月平均 利用人数	11	12	13	14
	月平均 利用日数	197	216	234	252
	市内事 業所数	2	2	2	2
就労継続支援 (A 型)	月平均 利用人数	23	25	25	25
	月平均 利用日数	460	500	500	500
	市内事 業所数	1	1	1	1
就労継続支援 (B 型)	月平均 利用人数	88	90	95	100
	月平均 利用日数	1,352	1,440	1,520	1,600
	市内事 業所数	5	5	5	5
就労定着支援	月平均 利用人数	-	0	2	2
	市内事 業所数	-	0	1	1
短期入所 (福祉型)	月平均 利用人数	21	25	25	25
	月平均 利用日数	140	175	175	175
	市内事 業所数	1	1	1	1
短期入所 (医療型)	月平均 利用人数	3	4	5	6
	月平均 利用日数	5	16	20	24
	市内事 業所数	0	0	0	0

療養介護	月平均 利用人数	8	8	8	8
	市内事 業所数	0	0	0	0

※ 平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

【サービス見込量確保のための方策】

日中活動系サービスは、自立した生活に必要な支援や就労のための訓練を行うほか、障がいのある人が地域とつながる機会など、地域においてその人らしく暮らせるために必要なサービスです。

生活介護は、市内事業所が平成29年度及び平成30年度において定員増を図りますが、引き続きニーズがあることから、新城市地域自立支援協議会において適切なサービス提供体制の整備に関する検討を行っていきます。

自立訓練(機能訓練及び生活訓練)、地域定着支援、療養介護は、市内及び圏域における多様なニーズを把握しながら、計画的な整備の検討を図る必要があります。

就労移行支援は、多様なニーズや課題に対応する必要が生じており、支援の長期化又は複雑化が懸念されます。このため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等関係機関と連携した支援を継続する必要があります。

就労継続支援（A型）は、市内に1か所しかないため、利用ニーズを注視しつつ、必要に応じて環境整備を図ります。

就労継続支援（B型）は、市内における事業所数が増加傾向にあります。引き続き、ニーズに応じた環境の整備を図ります。

短期入所は、市内に事業所が1つしかないため、市外の事業所を利用せざるを得ない状況にあり、サービス提供体制が十分ではない状況です。地域生活支援拠点等に関する取り組みにあわせて、北設楽郡の短期入所事業所との連携強化を図ります。

ポイント

- サービス利用に関する的確なニーズ把握
- 地域自立支援協議会等において適切なサービス提供を行うための方策の検討継続
- 一般就労の移行実現に向けた関係機関・事業所（企業等）間の連携、支援スキルの向上

③ 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助 (新規)	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	月平均 利用人数	-	0	1	2
	市内事 業所数	-	0	1	1
共同生活援助	月平均 利用人数	54	58	62	62
	市内事 業所数	5	5	5	5
施設入所支援	月平均 利用人数	51	51	51	50
	市内事 業所数	0	0	0	0

※平成 29 年度は、平成 29 年 4 月～ 11 月実績からの見込み値

【サービス見込量確保のための方策】

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで重要な取り組みであり、在宅・日中活動系サービスの充実とともに、総合的に取り組む必要があります。

グループホームの利用は、障害年金と工賃のみの収入では、利用が困難というケースもあり、収入の向上や利用への支援策についても検討が必要です。また、親の死後や介護者の高齢化・疾病等により、介護する方のいない障がい者の生活の場として、引き続きニーズが高まることが予想されることから、計画的な整備が必要となります。

一方で、人材不足のため、グループホームの整備又は安定的な運営が難しい状況にあります。人材確保に関する取り組みを行うほか、一人暮らしが可能だと思われるグループホーム利用者に関しては体験利用のできる環境の整備、自立生活援助の活用等について検討を行い、限られた社会資源を有効に活用できる仕組みの構築を図る必要があります。

また、精神病床入院患者に関する受入体制の確保は、医療機関との連携、基幹相談支援センターを中心とした地域移行・地域定着に関する取り組みの継続等を行いながら、地域生活への移行の場に関する整備と充実を図ります。

施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、必要に応じて地域移行支援等の活用を図りながら、地域生活への移行を推進します。

④ 指定相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域相談支援	○地域移行支援 障害者支援施設等に入所している障がい者や精神病床に入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。 ○地域定着支援 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	月平均 利用人数	104	105	110	115
	市内事 業所数	4	4	4	4
地域移行支援	月平均 利用人数	2	2	2	2
	市内事 業所数	2	2	2	2
地域定着支援	月平均 利用人数	2	2	4	4
	市内事 業所数	1	2	2	2

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

【サービス見込量確保のための方策】

相談支援事業所やサービス提供事業所との連携、基幹相談支援センターによるサービス等利用計画の内容審査等を通じて、地域社会の一員として充実した生活を送るために必要な支援体制を確保します。

地域移行支援については、基幹相談支援センターが中心となって行っている施設や医療機関との連携強化、入所者や入院患者等の状況把握等に努め、地域生活移行に関して支援が必要な方については地域移行支援の活用を図るなど、適切な支援を行っていきます。

地域定着支援については、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上を図ります。また、住み慣れた地域で住み続けることができるよう、住まいの確保及び緊急時の対応における体制整備に努めるとともに、個人の状況に応じて、適切な相談支援が提供できるよう、新城市地域自立支援協議会を中心に関係機関等の連携を強化します。

2. 地域生活支援事業

(1) 利用実績及び評価

① 必須事業

理解促進研修・啓発事業は、毎年度、講演会やシンポジウム等を開催していますが、平成29年度は未実施となりました。

自発的活動支援事業は、計画期間内において未実施となりましたが、実施については引き続き検討を行います。

相談支援事業は、障害者相談支援事業か所数が平成25年度より4か所となりましたが、事業か所数及び相談員数とも横ばい傾向となっています。平成28年度より基幹相談支援センターを設置して、相談支援体制の充実を図りました。

成年後見制度利用支援事業は、計画期間内において利用者はいません。

成年後見制度法人後見支援事業は、計画期間内において、計画通り実施しました。

意思疎通支援事業は、利用者数では横ばいで推移しています。平成29年度は計画値を下回りました。利用者が固定化されてきており、利用方法を含めた事業の周知が必要です。

日常生活用具給付等事業は、情報・意思疎通支援用具の利用実績は計画値を大きく上回っていますが、その他の用具は計画値を下回っている状況です。

手話奉仕員養成研修事業は、計画期間内において未実施となりましたが、実施については引き続き検討を行います。

移動支援事業は、年間実利用人数は微増傾向で、計画値を上回っています。一方、月平均利用時間数は微減傾向で、平成28年度から計画値を下回っています。事業所ヒアリングによると、ヘルパーの不足が課題に挙げられており、人材確保を始めとする供給体制に課題があります。

地域活動支援センター事業は、年間実利用者人数は増減があるものの概ね横ばいで推移していますが、達成率は100%を上回っています。月平均利用日数は大幅な増加となっており、西部福祉会館の利用増が大きな要因となっています。

項目		年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 ※実績は見込み値
		実績値			
理解促進研修・啓発事業 有無		実績値	有	有	無
		計画値	有	有	有
		達成率	-	-	-
自発的活動支援事業 有無		実績値	無	無	無
		計画値	無	有	有
		達成率	-	-	-
相談支援事業	障害者相談支援事業 か所数	実績値	4 か所	4 か所	4 か所
		計画値	4 か所	4 か所	4 か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	障害者相談支援事業 相談員数	実績値	6 人	6 人	6 人
		計画値	6 人	7 人	7 人
		達成率	100.0%	85.7%	85.7%
	基幹相談支援センター 有無	実績値	無	有	有
		計画値	無	有	有
		達成率	-	-	-
成年後見制度利用支援事業		実績値	0 人	0 人	0 人
		計画値	1 人	1 人	1 人
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
成年後見制度法人 後見支援事業		実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有
		達成率	-	-	-
意思疎通支援事業		実績値	4 人	5 人	4 人
		計画値	4 人	5 人	5 人
		達成率	100.0%	100.0%	80.0%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

項目		年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 ※実績は見込み値	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	実績値	1件	4件	3件	
		計画値	9件	9件	9件	
		達成率	11.1%	44.4%	33.3%	
	自立生活支援用具	実績値	4件	4件	6件	
		計画値	8件	9件	10件	
		達成率	50.0%	44.4%	60.0%	
	在宅療養等支援用具	実績値	10件	5件	10件	
		計画値	12件	13件	14件	
		達成率	83.3%	38.5%	71.4%	
	情報・意思疎通支援用具	実績値	8件	8件	4件	
		計画値	3件	3件	3件	
		達成率	266.7%	266.7%	133.3%	
	排泄管理支援用具	実績値	1,252件	1,236件	1,151件	
		計画値	1,573件	1,677件	1,788件	
		達成率	79.6%	73.7%	64.4%	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実績値	1件	4件	2件	
		計画値	4件	5件	6件	
		達成率	25.0%	80.0%	33.3%	
	手話奉仕員養成事業 有無		実績値	無	無	無
			計画値	無	無	有
			達成率	-	-	-
移動支援事業	年間実利用人数	実績値	85人	83人	90人	
		計画値	66人	67人	68人	
		達成率	128.8%	123.9%	132.4%	
	月平均利用時間数	実績値	450時間	415時間	432時間	
		計画値	427時間	433時間	440時間	
		達成率	105.4%	95.8%	98.2%	

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

項目		年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 ※実績は見込み値
		実績値			
地域活動支援センター事業	年間実利用人数	実績値	21人	24人	21人
		計画値	9人	14人	14人
		達成率	233.3%	171.4%	150.0%
	月平均利用日数	実績値	80人	167人	214人
		計画値	48人	88人	88人
		達成率	166.7%	189.8%	243.2%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

②任意事業等

訪問入浴サービス事業は、年々減少傾向にあり、平成27年度から平成29年度で4名の減少となっています。計画値も各年下回っています。

日中一時支援事業は、年間実利用人数は横ばい傾向ですが、計画値を上回っています。月平均利用回数は大幅な増加傾向にあり、達成率も年々増加しています。

自動車改造助成事業は、年度により利用者の有無や増減があるため、各年度に最低限必要な数値を計画値として設定しましたが、実績値としては1名から2名程度で推移しており、計画値を下回っています。

自動車運転免許取得援助事業は、年度により利用者の有無や増減があるため、各年度に最低限必要な数値を計画値として設定しましたが、実績はありませんでした。

福祉ホーム事業は、利用者数は2人で推移しています。

地域移行のための安心生活支援事業は、地域生活支援拠点等整備の一環として、平成29年度から実施となりました。

障害者虐待防止対策支援事業は、虐待の恐れのある家庭に対して、虐待の未然防止を図るとともに、見守り体制の構築を図るために各年度実施しています。

項目		年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 ※実績は見込み値
		実績値			
訪問入浴サービス事業 年間実利用人数		実績値	11人	10人	7人
		計画値	13人	14人	15人
		達成率	84.6%	71.4%	46.7%
日中一時 支援事業	年間実利用人数	実績値	29人	35人	27人
		計画値	21人	25人	25人
		達成率	138.1%	140.0%	108.0%
	月平均利用回数	実績値	68人	111人	128人
		計画値	53人	63人	63人
		達成率	128.3%	176.2%	203.2%
自動車改造助成事業		実績値	1人	2人	1人
		計画値	5人	6人	7人
		達成率	20.0%	33.3%	14.3%
自動車運転免許取得援助 事業		実績値	0人	0人	0人
		計画値	1人	1人	1人
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
福祉ホーム事業		実績値	2人	2人	2人
		計画値	2人	2人	2人
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
地域移行のための 安心生活支援事業 有無		実績値	無	無	有
		計画値	-	-	-
		達成率	-	-	-
障害者虐待防止対策事業 有無		実績値	有	有	有
		計画値	-	-	-
		達成率	-	-	-

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

(2) 各年度の見込み量及び確保策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえて、障がい者や障がい児の保護者等からの相談対応や生活に必要な情報の提供のほか、意思疎通支援、日常生活用具の給付、障がい者等の移動支援等に関する下記の内容の地域生活支援事業を実施します。

今後も、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

①サービスの概要

【サービスの概要】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくし、障がいのある人も地域の構成員の一人として暮らせるよう、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みの支援を行います。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、地域で気軽に相談支援を受けられるような体制の整備を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用の支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を社会福祉協議会との連携のもと実施します。市民後見人の活用も視野に入れた法人後見の活動の支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人にとっては、手話通訳等は様々な場面で必要となるため、手話通訳のできる人材を確保するとともに、手話奉仕員の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付を行います。

手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員の養成を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	日中活動の場として、創作的または生産活動の機会等や社会との交流の場の提供を行います。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の重度の身体障がい者に委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要であると認めた障がい者等へ日中活動の場を提供するとともに、支援者のレスパイト・ケアを行います。
自動車改造助成事業	上肢、下肢、あるいは体幹に機能障がいをもつ人が、自動車を取得する際に必要な改造経費の一部の補助を行います。
自動車免許取得助成事業	身体に機能障がいをもつ人が就労等に伴い自動車免許を取得する際に、免許証取得に要する経費の一部の補助を行います。
福祉ホーム	住居を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の施設を利用できるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活の支援を行います。
地域移行のための安心生活支援事業	地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供するための居室等を確保して、地域生活への移行や定着の支援を行います。

② 各年度のサービス見込み量

【サービス見込量】

サービス名		平成 29 年度 (実施見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業		有無	無	有	有
自発的活動支援事業		有無	無	無	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所数	4	4	4
		相談員数	6	6	6
		基幹相談支援センター有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住居入居等支援事業		有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		年間 実利用人数	0	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (手話奉仕員派遣)	年間 実利用人数	4	4	5
	手話通訳者設置事業	実設置 見込者数	0	0	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	年間件数	3	3	3
	自立生活支援用具	年間件数	6	6	6
	在宅療養等支援用具	年間件数	10	10	10
	情報・意思疎通支援用具	年間件数	4	8	8
	排泄管理支援用具	年間件数	1, 151	1, 230	1, 230
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	年間件数	2	4	4
手話奉仕員養成研修事業		修了 見込み者数	0	0	3
移動支援事業		年間 実利用人数	90	90	91
		月平均 利用時間数	432	435	435
地域活動支援センター事業		か所数	2	2	3
		年間 実利用人数	21	23	25
		月平均 利用日数	214	230	250
訪問入浴サービス事業		年間 実利用人数	7	9	9
日中一時支援事業		年間 実利用人数	27	30	30
		月利用 利用回数	128	150	150

自動車改造助成事業	年間 実利用人数	1	2	2	2
自動車運転免許取得援助 事業	年間 実利用人数	0	1	1	1
福祉ホーム事業	年間 実利用人数	2	2	2	2
地域移行のための安心 生活支援事業	有無	有	有	有	有

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

(3) サービス見込量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業は、地域の住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための講演会の開催等を始めとする啓発活動などを行います。

自発的活動支援事業は、災害対策、孤立防止活動等に関して、障がいのある人等による自発的な活動を支援するため、障がい者団体等を交えた検討を行い、実施に向けた準備を進めます。

相談支援事業は、障がいに関する相談に応じて福祉サービスの利用援助等を行う障害者相談支援事業と、平成28年度に開設した基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、新城市地域自立支援協議会の運営及び地域の関係機関によるネットワークを構築しながら、地域の課題の解決を図ります。

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に関する経費の支出が困難な人に対して、その費用を助成します。

成年後見制度法人後見支援事業は、市内で法人後見業務を実施している新城市社会福祉協議会と連携して、引き続き実施します。

意思疎通支援事業は、関係機関との連携をして意思疎通の支援を行う者の確保に努めます。

日常生活用具給付等事業は、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

手話奉仕員養成研修事業は、事業の実施に向けてニーズの把握に努め、適切な実施方法等の検討を行います。

移動支援事業は、ヘルパー不足を始めとする課題解決に向けた取り組みの検討及び実施をし、ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

地域活動支援センター事業は、障がい特性やニーズの多様化に対応できるよう、サービス内容の検討等を行い、質の高いサービス提供に努めます。

その他の事業（訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車改造助成事業、自動車運転免許取得援助事業、福祉ホーム事業、地域移行のための安心生活支援事業）についても、対象となる障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、事業対象者の適切な把握と事業の周知、利用促進を図ります。

また、ニーズに応じて新規事業の実施について検討等を行います。

第5章 第1期新城市障害児福祉計画

第1節 計画の概要

国の基本指針において、児童福祉法等の基本理念を踏まえつつ、「障害児の健やかな育成のための発達支援」に留意して障害児福祉計画を策定することとされています。

これに基づき、障害児福祉計画では、障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度（2020年度）末の数値目標を設定するとともに、障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保に関する事項等を盛り込みます。

<参考>第5期障害児福祉計画に係る国の基本指針の主な内容

—主なポイント—

○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

—成果目標に関する事項—

○障害児支援の提供体制の整備等（新規）

第2節 第1期計画における成果目標の設定

1 児童発達支援センターの設置等

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。

児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

■本市における目標設定の考え方

児童発達支援センターについては、平成32年度末までに圏域単位で「福祉型児童発達支援センター」を設置することを目標に、愛知県及び北設楽郡町村との情報交換、連携等を図りながら、設置に向けた取り組みを進めます。

保育所等訪問支援の実施については、児童発達支援センターの設置にあわせて検討を進めます。

項目	数値等
【目標値】 平成32年度（2020年度）末までに児童発達支援センターの設置	設置
【目標値】 平成32年度（2020年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築

2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域で1か所以上確保することを基本とします。

■本市における目標設定の考え方

児童発達支援センターの設置にあわせて検討を進めます。

項目	数値等
【目標値】 平成32年度（2020年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	1か所以上 確保 (市又は圏域 単位)

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

■国の基本指針（数値目標設定の考え方）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。

■本市における目標設定の考え方

新城市地域自立支援協議会の専門部会等を始めとする既存組織に、医療的ケア児に関する支援を行っている機関等を加えるなどの検討を進め、平成30年度末までの設置を目指します。

項目	数値等
【目標値】 平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置

第3節 福祉サービスごとの利用実績、各年度の見込み量及び確保策

1 利用実績及び評価

(1) 利用者数

児童発達支援は概ね横ばいで、放課後等デイサービスは増加傾向で推移しています。達成率では両サービスとも計画値を上回っています。

障害児相談支援の利用者数は66.7ポイントの増加となっていますが、計画値は下回っています。

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 ※実績は見込み値
	児童発達支援	実績値	16人	13人
計画値		13人	13人	13人
達成率		123.1%	100.0%	123.1%
放課後等デイサービス	実績値	42人	27人	47人
	計画値	23人	27人	28人
	達成率	182.6%	100.0%	167.9%
障害児相談支援	実績値	9人	9人	15人
	計画値	11人	14人	18人
	達成率	81.8%	64.3%	83.3%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

(2) 利用日数

児童発達支援、放課後等デイサービスともに、増加傾向にあり、計画値を上回っています。特に放課後等デイサービスは平成29年度に市内で事業所が1か所開所したほか、近隣市の事業所数も多いことから今後も利用の増加が見込まれます。

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 ※実績は見込み値
	児童発達支援	実績値	218人日	211人日
計画値		195人日	195人日	195人日
達成率		111.8%	108.2%	132.3%
放課後等デイサービス	実績値	269人日	297人日	393人日
	計画値	138人日	162人日	168人日
	達成率	194.9%	183.3%	233.9%

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

2 各年度の見込み量及び確保策

【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	心身の発達に心配や不安がある在宅の障がいのある子ども等を、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練等の提供を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育に加え自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりの推進を行います。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
医療ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（新規）	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

【サービス見込量】

サービス名		平成 29 年度 (実績見込み)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	月平均 利用人数	16	17	17	17
	月平均 利用日数	258	289	289	289
	市内事 業所数	1	1	1	1
医療型児童発達 支援	月平均 利用人数	0	1	1	1
	月平均 利用日数	0	5	5	5
	市内事 業所数	0	0	0	0
放課後等デイサー ビス	月平均 利用人数	47	50	55	60
	月平均 利用日数	393	400	440	480
	市内事 業所数	3	3	3	3

保育所等訪問支援	月平均 利用人数	0	1	1	1
	月平均 利用日数	0	5	5	5
	市内事 業所数	0	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	月平均 利用人数	-	1	1	1
	月平均 利用日数	-	5	5	5
	市内事 業所数	-	0	0	0
障害児相談支援	月平均 利用人数	15	16	17	18
	市内事 業所数	3	3	3	3
医療ケア児に対 する関連分野の 支援を調整する コーディネータ ー	配置人数	-	0	0	1

※平成29年度は、平成29年4月～11月実績からの見込み値

【見込量確保のための方策】

障がいのある子どもへの支援は子育て支援機関や教育機関との関わりが強いため、関係課やサービス提供事業所等との連携を図り、支援を必要とする子どもを早期発見・対応し、それぞれの障がい特性に応じた適切な療育を提供できるように努めます。

児童発達支援については、市内のサービス提供事業所において引き続き良質な療育を提供できるよう、職員研修に関する情報提供や研修機会の確保に取り組むほか、関係機関と情報交換ができる場の提供に努めます。

医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、ニーズを把握しながら、サービス提供体制の確保を図る必要があります。

放課後等デイサービスについては、実績値が年々増加していることから、引き続き児童が安心して放課後や長期休暇中に過ごせる場の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図るため、職員研修に関する情報提供や研修機会の確保に取り組むほか、関係機関と情報交換ができる場の提供に努めます。

障害児相談支援については、サービス提供事業所との連携、基幹相談支援センターによるサービス等利用計画の内容審査等を通じて、児童の成長を促し、保護者の不安や負担の軽減を図るために必要な支援体制を確保します。

医療ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、平成30年度末までに設置する「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」において検討を進めます。

【障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び定量的な目標】

子ども・子育て支援等における障がい児の受け入れの体制の整備等を行うため、地域資源の種別ごとに定量的な目標を設定します。

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量 (人)	定量的な目標(見込) (人)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
保育所	0	0	0	0
認定こども園	16	16	16	16
放課後児童健全育成事業	7	7	7	7

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

障害者計画については、庁内担当課との連携を密にとり、施策の推進を図ります。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、地域自立支援協議会を中心に、サービス基盤整備、障害福祉サービス、障害児通所支援サービス等を提供するための体制確保等に取り組みます。

第2節 計画の点検及び評価

1 点検及び評価の基本的な考え方

障害者計画については、中間見直し、次期計画策定時等において、アンケート等の方法により地域住民の意識調査を行い、施策の効果等に関する点検及び評価を行います。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、成果目標として設定した項目、年度ごとに設定したサービス見込量等の実績を取りまとめ、達成状況等に関する点検及び評価を行います。

2 点検及び評価体制

障害者計画については、中間見直し、次期計画策定時等において、新城市障害者計画等策定委員会などの計画に関する調査審議する組織において点検及び評価する役割を担います。

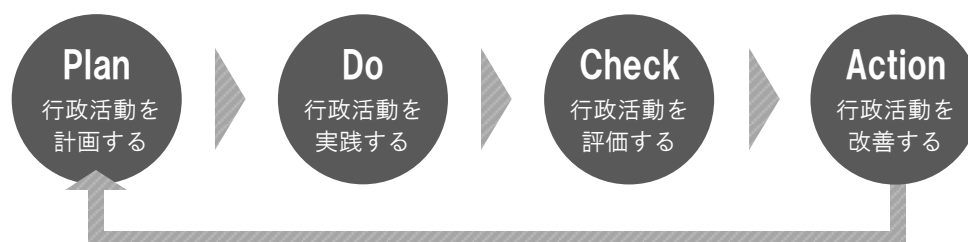
障害福祉計画及び障害児福祉計画については、新城市地域自立支援協議会において点検及び評価する役割を担います。

3 点検及び評価結果の周知

点検及び評価した結果については、新城市地域自立支援協議会全体会等の地域の関係者が集まる機会において報告を行います。

4 PDCAサイクルの確立

新城市地域自立支援協議会等を中心に、施策の検討や改善において、当事者の意見を施策に反映するための仕組みを推進することで、各事業の提供体制、目標値の妥当性の確認・見直しを行います。



資料編

資料 1 計画策定の経過

日時	内 容
平成 28 年 10 月 16 日（月） ～11 月 15 日（火） 新城市障害者計画等策定のためのアンケート調査	アンケート調査の実施 調査対象：障害者手帳所持者 1,450 人 一般市民 800 人
平成 29 年 8 月 31 日（木） ～9 月 11 日（月） 担当者との面談によるヒアリング調査	ヒアリング調査の実施（シート配付）16 事業所
平成 29 年 10 月 25 日（水） 新城市地域自立支援協議会 全体会	<協議事項> 第 4 期障害福祉計画の実績について 第 5 期障害福祉計画等の策定について
平成 29 年 11 月 28 日（火） 第 1 回新城市障害者計画等策定委員会	<協議事項> 委員長及び副委員長の選出について 障害者計画等の概要について アンケート及びヒアリングの結果並びにサービス提供実績等について 第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の成果目標等について
平成 30 年 1 月 9 日（火） 第 2 回新城市障害者計画等策定委員会	<協議事項> 基本理念の選定について 障害者計画で掲載する施策等の確認について
平成 30 年 1 月 25 日（木） 第 3 回新城市障害者計画等策定委員会	<協議事項> 計画（案）について パブリックコメントの実施について
平成 30 年 2 月 19 日（月） ～3 月 9 日（金）	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 20 日（火） 新城市地域自立支援協議会 定例会	<協議事項> 障害者計画等の策定について
平成 30 年 3 月 13 日（火） 第 4 回新城市障害者計画等策定委員会	<協議事項> パブリックコメントの実施結果について 新城市障害者計画等（案）の最終確認について

資料2 策定委員会について

1 設置条例

○新城市障害者計画等策定委員会条例

平成 24 年 12 月 20 日
条例第 43 号

(設置)

第 1 条 障害者の福祉に関する計画を策定するため、新城市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定による障害者計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定による障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 65 号)第 2 条の規定による改正後の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 の規定による障害児福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 一般社団法人新城市医師会を代表する者
 - (3) 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者
 - (4) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者
 - (5) 福祉サービス事業者を代表する者
 - (6) 新城市商工会を代表する者
 - (7) 一般社団法人新城青年会議所を代表する者
 - (8) 市民を代表する者
 - (9) 新城公共職業安定所を代表する者
 - (10) 愛知県新城保健所を代表する者
 - (11) 愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者
- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

略

2 委員名簿

No.	氏名	所属等	区分	備考
1	夏目 孝温	社会福祉法人新城福祉会	学識経験者	
2	熊谷 勝	くまがい医院	一般社団法人 新城市医師会	
3	秋野 美紀子	新城市成年後見支援センター	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会	
4	織田 誠二	地域福祉課	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会	
5	鈴木 忠	新城市民生委員児童委員協議会	新城市 民生委員児童委員協議会	
6	渡邊 竜夫	新城市基幹相談支援センター	福祉サービス事業者	
7	中谷 昌美	特定非営利活動法人 ママ・サポート子いづみや 児童発達支援おひさま	福祉サービス事業者 (新城市地域自立支援 協議会児童部会)	
8	大山 英子	特定非営利活動法人もくせいの家 もくせいの家ほうらい 相談支援事業所	福祉サービス事業者 (新城市地域自立支援 協議会相談支援部会)	
9	村澤 三千代	社会福祉法人やまなみ会 やすらぎの家・やまなみハウス	福祉サービス事業者 (新城市地域自立支援 協議会日中活動部会)	
10	藤田 洋孝	東三河北部障害者 就業・生活支援センターウィル	福祉サービス事業者	副委員長
11	小出 安則	新城市区長会	市民代表	
12	野村 土佐雄	新城市身体障害福祉協会	市民代表	
13	伊藤 紀子	新城市手をつなぐ育成会	市民代表	
14	長坂 真澄	南新家族会	市民代表	
15	遠山 恵理	-	市民代表	
16	河合 登	新城公共職業安定所	新城公共職業安定所	
17	邨瀬 利花	愛知県新城保健所 健康支援課	愛知県新城保健所	委員長
18	成瀬 とみ子	愛知県新城設楽 福祉相談センター	愛知県新城設楽 福祉相談センター	

資料3 用語説明

あ行

◆医療的ケア児

新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要となる児童です。

か行

◆基幹相談支援センター

障がいに関する相談支援を行うほか、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援などの業務を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

◆ケアマネジメント

障がい者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことで

す。

さ行

◆児童発達支援センター

障がい児の日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行う通所施設です。また、障がいに関する相談に応じるほか、障がい児に関する各種支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

◆重症心身障害児

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童です。

◆障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。

◆障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待は「障がい者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、防止を目的とした法律です。

主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 利用者による障害者虐待）するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

虐待防止スキームは、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等障がい者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、要介護施設等）に応じてこの法律を、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者にはこの法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用します。

◆障害者差別解消法

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別を解消することを目的とした法律です。

不当な差別的取扱い（障がいがあるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為）の禁止、合理的配慮（障がいのある人などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、行政や事業者が負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除く配慮）の提供等を定めています。

◆障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために平成25年4月1日に施行された法律です。

◆障害者優先調達推進法

国や地方自治体等が率先して障害者就労施設等（就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所等）が提供する物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることについて定めた法律です。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されます。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。

制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

◆相談支援

生活に関することや福祉サービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うことです。

た行

◆地域自立支援協議会

障害者相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステム作りについて中核的な役割を果たす協議の場として、地域の関係機関、関係団体等で構成される組織です。

◆地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する計画で、地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、地域の支えあいの中で、尊厳をもって社会参加なども含めた自分らしい自立した生活が送れるような地域社会をつくるためのものです。

◆地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、市町村が設置する機関です。

◆特別支援学校

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。

な行

◆難病

原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。

は行

◆バリアフリー

英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすることです。

◆PDCA

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

◆ペアレントメンター

発達障がい児の子育て経験がある親で、一定のトレーニングを受けた後に、発達障がいの診断等を受けて間もない子どもの親などに対して相談や助言を行う支援者のことです。

や行

◆ユニバーサルデザイン

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計のことです。

ら行

◆療育手帳

愛知県療育手帳実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障がいの程度によってA、B、Cに区分されます。

◆レスパイト・ケア

介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のことです。

第 2 期新城市障害者計画
第 5 期新城市障害福祉計画
第 1 期新城市障害児福祉計画

平成 30 年 3 月 発行

発行者 新城市 福祉介護課

〒441-1392

愛知県新城市字東入船 6 番地 1

電話 : 0536-23-7624 FAX : 0536-23-2002

市ホームページ : <http://www.city.shinshiro.lg.jp>